

伊 勢 市 公 報

第 298 号
平成 30 年 4 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	6
○ 伊勢市地域包括ケア推進協議会条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例	12
○ 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	14
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例	19
○ 伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例	22
○ 伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例	26
○ 伊勢市文化財保護条例の一部を改正する条例	28
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例	31
○ 伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例	33
○ 伊勢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	35
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	37
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	43
○ 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	46
○ 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	62
○ 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	65
○ 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	68
○ 伊勢市ふるさと未来づくり条例の一部を改正する条例	89
○ 伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例	92
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	94
○ 伊勢市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	96
○ 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	99
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	101
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	109
規 則	
○ 伊勢市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	113
○ 伊勢市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	115
○ 伊勢市観光 P R 動画制作及びデジタルマーケティング等業務受託者選定委員会規則	117
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	120
○ 伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則	125
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	127
○ 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則	139

○ 伊勢市福祉事務所長事務委任規則等の一部を改正する規則	142
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	144
○ 伊勢市立保育所条例施行規則及び伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則	146
○ 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則	150
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	180
○ 伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	185
○ 伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	192
○ 伊勢市ふるさと未来づくり推進委員会規則	199
○ 伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則	201
○ 伊勢市建設工事検査規則の一部を改正する規則	204
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	208
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則	210
○ 伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則	212
○ 伊勢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	214
○ 語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	216
○ 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則	219
○ 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	225
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令	227
○ 伊勢市工事等成績評定要領の一部を改正する訓令	230
教育委員会訓令	
○ 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	232
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の一部を改正する規程	234
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程	261
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	263
告 示	
○ 伊勢市営宇治駐車場の使用料の収納の事務の委託について	265
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	266
○ 指定代理納付者の指定について	267
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	268
○ 平成 30 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	287
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	288
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	289
○ 平成 30 年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	290
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	291
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	292
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	293

○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	294
公 告	
○ 公示送達	295
○ パブリックコメントの結果公表について	296
○ 公示送達	297
○ パブリックコメントの結果公表について	299
○ パブリックコメントの結果公表について	300
○ 都市公園の供用開始について	301
○ 都市公園の供用開始について	302
○ 公示送達	303
○ 都市公園の区域変更について	304
○ 都市公園の区域変更について	305
○ パブリックコメントの実施について	306
○ 農用地利用集積計画について	309
○ 第 3 次伊勢市食育推進計画の公表について	310
○ 伊勢市立地適正化計画の公表について	311
○ パブリックコメントの結果公表について	312
教育委員会公告	
○ パブリックコメントの結果公表について	313
公 表	
○ 平成 29 年度定期監査等結果に対する措置状況について	314
○ 平成 29 年度定期監査等結果の公表について	319
○ 平成 29 年財政援助団体等監査結果の公表について	336

伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第2号

伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年伊勢市条例第12号）
の一部を次のように改正する。

別表備考中「ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 3 号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の部伊勢市地域福祉計画推進委員会の項中「第107条」を「第107条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市地域包括ケア推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第4号

伊勢市地域包括ケア推進協議会条例の一部を改正する条例

伊勢市地域包括ケア推進協議会条例（平成28年伊勢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「平成9年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同号イ中「介護保険法」を「法」に改め、「地域密着型サービスをいう。）」の次に「、地域密着型介護予防サービス（法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。）及び地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）」を加え、同号ウ中「介護保険法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 5 号

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部を改正する条例
伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例（平成29年伊勢市条例第 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第33条第 8 項」を「第33条第10項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 2 日から施行する。

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 6 号

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則第 17 項の見出し中「平成 30 年 3 月」を「平成 31 年 3 月」に改め、同項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第7号

伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の6第1項若しくは第2項」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項」を加える。

第7条第4項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附則第5項及び附則第9項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年伊勢市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「職員の」を削り、「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 8 号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成 17 年伊勢市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 10 の 2 の項中「53 万円」を「57 万円」に、「83 万円」を「88 万円」に、「101 万円」を「107 万円」に、「112 万円」を「120 万円」に、「142 万円」を「152 万円」に、「166 万円」を「178 万円」に、「388 万円」を「407 万円」に、「510 万円」を「534 万円」に、「629 万円」を「649 万円」に、「113 万円」を「118 万円」に、「134 万円」を「141 万円」に、「150 万円」を「158 万円」に、「183 万円」を「194 万円」に、「214 万円」を「226 万円」に、「435 万円」を「455 万円」に、「557 万円」を「582 万円」に、「677 万円」を「707 万円」に、「575 万円」を「593 万円」に、「725 万円」を「747 万円」に、「1,070 万円」を「1,090 万円」に改め、同表 7 の項中「41 万円」を「42 万円」に、「54 万円」を「56 万円」に、「70 万円」を「73 万円」に、「92 万円」を「96 万円」に、「104 万円」を「109 万円」に、「160 万円」を「166 万円」に、「182 万円」を「190 万円」に、「203 万円」を「212 万円」に、「49 万円」を「53 万円」に、「63 万円」を「68 万円」に、「99 万円」を「103 万円」に、「131 万円」を「141 万円」に、「172 万円」を「178 万円」に、「332 万円」を「343 万円」に、「406 万円」を「419 万円」に、「465 万円」を「480 万円」に、「910 万円」を「932 万円」に、「1,240 万円」を「1,260 万円」に、「1,700 万円」を「1,730 万円」に改め、同表 9 の項中「31 万円」を「32 万円」に、「43 万円」を「46 万円」に、「72 万円」を「75 万円」に、「96 万円」を「102 万円」に、「121 万円」を「130 万円」に、「295 万円」を「315 万円」に、「362 万円」を「387 万円」に、「417 万円」を「446 万円」に、「266 万円」を「269 万円」に、「319 万円」を「323 万円」に、「479 万円」を「483 万円」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第9号

伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例

伊勢市奨学金支給条例（平成17年伊勢市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第1条中「による大学又は高等学校」を「に定める大学、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校」に、「生徒」を「又は生徒」に、「国家社会」を「社会」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「伊勢市に居住する者の子弟であって、次の各号に掲げる条件を兼ね備えた者」を「次の各号のいずれにも該当する者」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 大学、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在学する者であること。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。）その他の奨学生の学資を負担すべき者として教育委員会規則で定める者が市内に住所を有すること。

第5条各号列記以外の部分中「次のとおり」を「次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条第1号中「大学」の次に「及び高等専門学校（第1学年から第3学年までを除く。）」を加え、同条第2号中「高等学校」の次に「、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）」を加える。

第8条各号列記以外の部分中「受給者の区分ごとにそれぞれ当該各号に掲げるところによるもの」を「奨学生の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同条第1号中「大学に在学する奨学生」を「第5条第1号に掲げる者」に改め、同条第2号中「高等学校に在学する奨学生」を「第

5条第2号に掲げる者」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第10号

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例

伊勢市体育施設条例（平成17年伊勢市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表を次のように改める。

1 伊勢市市営庭球場

区分	単位	使用料	
		伊勢市民の場合	200 円
コート	1 時間（1 面）	伊勢市民でない場合	410 円
照明設備	1 時間（1 面）	670 円	
本部席冷暖房設備	2 時間	100 円	
放送設備	1 回	1,020 円	
シャワー	5 分	100 円	

備考

- 1 「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。
- 2 使用時間が単位時間に満たない場合は、当該単位時間の使用とみなす。

別表第4の3(2)の表クラブハウスの項中「クラブハウス」を「クラブハウス（A・Bピッチ）」に改める。

別表第4の3(3)の表を次のように改める。

(3) 冷暖房設備の使用料

区分	金額(1時間当たり)	備考

クラブハウス (A・Bピッチ)	会議室 1	100 円	1 時間未満 は、1 時間と する。
	会議室 2	100 円	
	審判室	100 円	
	救護室	100 円	
	ロッカールーム 1	100 円	
	ロッカールーム 2	100 円	
	ロッカールーム 3	100 円	
	ロッカールーム 4	100 円	
クラブハウス (C・Dピッチ)	ロッカールーム 1	100 円	
	ロッカールーム 2	100 円	
	ロッカールーム 3	100 円	
	ロッカールーム 4	100 円	
ロッカーハウス	ロッカールーム 1	100 円	
	ロッカールーム 2	100 円	

別表第5の2の表を次のように改める。

2 伊勢市小俣児童体育館

(1) 施設利用料

種別	区分	昼間（3時間単位）	夜間（2時間単位）
		9時～18時	18時～22時
バレーボール		200 円	510 円
バドミントン		200 円	510 円
卓球（2面）		100 円	200 円

備考

- 1 利用時間が単位時間に満たない場合は、当該単位時間の利用とみなす。

2 昼間で照明設備を利用した場合の施設利用料は、表中の金額に 610 円（卓球については、200 円）を加算した金額とする。

(2) 設備器具利用料

名称	単位	料金
放送設備一式	1 時間	200 円

備考 利用時間が単位時間に満たない場合は、当該単位時間の利用とみなす。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第11号

伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市立学校施設の開放に関する条例（平成17年伊勢市条例第200号）の一部を次のように改正する。

別表第1 港中学校の部プールの項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 12 号

伊勢市文化財保護条例の一部を改正する条例

伊勢市文化財保護条例（平成 17 年伊勢市条例第 201 号）の一部を次のように改正する。

目次中「伊勢市指定有形民俗文化財・伊勢市指定無形民俗文化財（第 28 条—第 34 条）」を「伊勢市指定有形民俗文化財・伊勢市指定無形民俗文化財等（第 28 条—第 34 条の 2）」に改める。

第 10 条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第 14 条第 1 項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第 2 項中「き損している」を「毀損している」に改める。

第 18 条第 7 項及び第 26 条第 5 項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第 4 章の章名を次のように改める。

第 4 章 伊勢市指定有形民俗文化財・伊勢市指定無形民俗文化財等
第 4 章中第 34 条の次に次の 1 条を加える。

（市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等）

第 34 条の 2 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2 前項の規定による選択には、第 22 条第 3 項の規定を準用する。

3 教育委員会は、適当と認める者に対し、第 1 項の規定により選択した無形の民俗文化財について、記録の作成、保存又は公開を行わせることができる。

4 市は、前項の規定による記録の作成、保存又は公開に要する経費について、予算の範囲内で補助することができる。

5 前項の規定により補助金を交付する場合には、第 12 条第 2 項及び第 13 条の規定を準用する。

第 49 条中「き棄し」を「毀棄し」に改める。

第 50 条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 13 号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
等に関する条例（平成 26 年伊勢市条例第 27 号）の一部を次のように改正
する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第14号

伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例

伊勢市立保育所条例（平成17年伊勢市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表伊勢市立大世古保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第15号

伊勢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市後期高齢者医療に関する条例（平成19年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「）第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第2項並びに附則第3項の前の見出し並びに同項及び附則第4項を削り、附則第5項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第16号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条中「国民健康保険運営協議会（）」の次に「法第11条第2項の規定により置く市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。」を加える。

第5条第1号中「又は」の次に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を加え、「ない者」を「ないもの」に改める。

第11条中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第11条の2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替え

られた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(三重県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに三重県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第14条第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「世帯の数」を「世帯の数等を勘案して算定した数」に改める。

第18条中「54万円」を「58万円」に改める。

第18条の2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用

(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、三重県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第18条の5第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「属する世帯の数」を「属する世帯の数等を勘案して算定した数」に改める。

第18条の11各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付

金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第18条の14第1項第2号及び第3号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第3項及び第4項中「54万円」を「58万円」に改める。

第29条の2第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければならない」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第11条、第11条の2、第14条、第18条、第18条の2、第18条の5、第18条の11、第18条の14及び第22条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第17号

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「3万5,010円」を「3万4,715円」に改め、同項第2号中「4万5,513円」を「4万7,010円」に改め、同項第3号中「5万2,515円」を「5万4,243円」に改め、同項第4号中「6万3,018円」を「6万3,645円」に改め、同項第5号中「7万20円」を「7万2,324円」に改め、同項第6号中「8万523円」を「8万3,172円」に改め、同号ア中「「合計所得金額」という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「8万4,024円」を「8万6,788円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「9万1,026円」を「9万4,021円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「10万5,030円」を「10万8,486円」に改め、同号ア中「190万円以上290万円未満」を「200万円以上300万円未満」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「12万2,535円」を「12万6,567円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第12号イ」に改め、同項第11号中「14万40円」を「14万4,648円」に

改め、同号ア中「1,000万円」を「750万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第12号中「15万4,044円」を「16万2,729円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 14万8,264円

ア 合計所得金額が750万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「3万1,509円」を「3万1,099円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第3条第1項及び第2項の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度までの保険料については、なお従前の例による。

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第18号

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基本方針 第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針 基準（第59条の20の2・第59条の20の3）並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第1条中「第78条の2第1項及び第4項第1号」の次に「、法第78条の2の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

- (12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」

に改める。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年伊勢市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「第115条の46条第1項」を「第115条の46第1項」に、「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「提供する場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第59条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス

（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）

の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自

立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者

の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の20の3において準用する第31条に規定する重要事項に関する規程（第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第53条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59

条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人以下」を「18人以下」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「、（第7項）」を「（第7項）」に、「及び当該本体事業

所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下）」の次に「この章において」を加える。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第84条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第93条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第16条各号」に改める。

第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護

職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第151条第3項ただし書中「以下この条において同じ。）及び」を「以下この項において同じ。）に」に、「平成11年厚生労働省令第39号」を「平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」に、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合」を「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項

第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正

化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6項において同じ。）」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6

項中「宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条第8項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業につい

て3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

きる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人以下」を「29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下」に改め、同条第2項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」を「9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」に改める。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第202条中「「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と」の次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び5条を加える。

(経過措置)

第2条 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号に規定する精神病床で、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の

2 第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第4条において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第3条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、そ

の合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

- (2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

第4条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

第5条 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条におい

て同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第6条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第19号

伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年伊勢市条例第14号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第34条第9号」に改める。

第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条及び第60条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第67条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取組方針」を「指定介護予防支援等基準条例第34条各号に掲げる具体的取扱方針」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第35条各号」に改める。

第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第20号

伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年伊勢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」を「指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定介護予防サービス事業者等」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「であること等」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第15条第4号中「第5章」を「次章」に改める。

第28条（見出しを含む。）中「介護予防サービス事業者等」を「指定介護予防サービス事業者等」に改める。

第34条第9号中「作成のために介護予防サービス計画」を「作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画」に改め、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第34条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第35条第1号中「口腔機能」を「口腔機能^{くう}」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める

条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第21号

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条—第33条）

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 指定居宅介護支援事業者は、法人格を有する者とする。

第2章 基本方針

（基本方針）

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立

した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならぬ。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならぬ。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに、1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならぬ。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診

療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する

ファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する

地域をいう。以下同じ)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項

の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔^{くう}機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接す

ること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとと

もに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に

規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けよ

うとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務について

ては、この限りでない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、震災、風水害、火災その他の災害（以下この条において「非常災害」という。）に対処するため、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的な計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知するよう努めなければならない。

(設備及び備品等)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第27条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった

者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(指定居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第29条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該指定居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族か

らの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡

を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第33条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
 - (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置に

についての記録

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第34条 第2章から前章（第30条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第34条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。））」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

- 2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

伊勢市ふるさと未来づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第22号

伊勢市ふるさと未来づくり条例の一部を改正する条例

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成26年伊勢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、前2項の規定により認定を取り消すに当たっては、あらかじめ、伊勢市ふるさと未来づくり推進委員会の意見を聴かなければならない。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（伊勢市ふるさと未来づくり推進委員会）

第16条 市長の附属機関として、伊勢市ふるさと未来づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 市長の諮問に応じ、ふるさと未来づくりに関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 第14条第3項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 知識経験を有する者
 - (2) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

- 7 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第23号

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢市都市公園条例（平成17年伊勢市条例第159号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条の5」を「第1条の6」に改める。

第1章の2中第1条の5を第1条の6とし、第1条の4の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第1条の5 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

ただし、古市公園に係る当該割合は、100分の70とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 24 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年伊勢市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同法第 36 条」を「これらの規定を同法第 36 条第 8 項」に、「及び第 36 条」を「及び第 36 条第 8 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「333 円を」を「1 人につき 217 円を」に改め、「267 円（団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については）及び」を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち 1 人については 300 円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた伊勢市消防団員等公務災害等補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

伊勢市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第25号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、別に条例で定めるもののほか」を削り、同条第2項中「、特殊勤務手当及び勤勉手当」を「及び特殊勤務手当」に改め、同条第3項を削る。

第3条に次の2項を加える。

- 2 管理者が医師又は歯科医師である場合には、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。
- 3 前項の給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

第4条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「(以下「医師等」という。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を削る。

(伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部改正)

第3条 伊勢市休日・夜間応急診療所条例（平成17年伊勢市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第7号を次のように改める。

(7) 市立伊勢総合病院長

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第26号

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「有するもの」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第5条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の20の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第61条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「))の事業」を「)の事業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第27号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第24条第1項中「によって」を「により」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第36条の2第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を

同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間

（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書

の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規

定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
 - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
 - (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」

に改める。

附則第12条の前の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の伊勢市市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第28号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第14項の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項の前の見出しを削り、同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しとして、「（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第10項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則

第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項の前の見出しを削り、同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第5項の次に次の1項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行

令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第5号

伊勢市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の給与の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、又は配偶者のない旨」を削る。

別記様式中「配偶者 有・無」を削り、同様式注2中「配偶者・増減・同居別居」を「増減・同居別居」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 6 号

伊勢市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(伊勢市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の給与の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を削る。

(伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則（平成18年伊勢市規則第23号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

(伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を削る。

(伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第 4 条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第21条第 2 項を削る。

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正)

第 5 条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則（平成28年伊勢市規則第67号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項を削り、附則第 9 項を附則第 8 項とする。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市観光PR動画制作及びデジタルマーケティング等業務受託者選定

委員会規則をここに公布する。

平成30年3月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第7号

伊勢市観光PR動画制作及びデジタルマーケティング等業務受託者 選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市観光PR動画制作及びデジタルマーケティング等業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市観光PR動画制作及びデジタルマーケティング等業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、産業観光部観光誘客課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 8 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行
規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
(平成17年伊勢市規則第25号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 1 号の 2 を次のように改める。

地方公務員災害補償
公務災害補償通知書

年 月 日

様

(実施機関の長の職、氏名)

印

あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

1 被災職員の氏名

2 傷 病 名

3 災害発生日

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市公務災害補償等審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

地方公務員災害補償
通勤災害補償通知書

年 月 日

様

(実施機関の長の職、氏名)



あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

1 被災職員の氏名

2 傷 病 名

3 災害発生日

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市公務災害補償等審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 9 号

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 140 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 1 やすらぎ団地の項中「16」を「12」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第10号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第1条 伊勢市事務分掌規則(平成19年伊勢市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の表情報戦略局の部情報調査室の項中「行革係」を「行革係 公共施設マネジメント係」に改め、同表健康福祉部の部健康課の項中「健康増進係 介護予防係」を「健康づくり係 成人健診係」に改め、同部介護保険課の項中「介護保険料係」を「介護保険料係 介護監査係」に改め、同部地域包括ケア推進課の項中「地域包括ケア推進課」を「高齢者支援課」に、「包括支援係」を「包括支援係 高齢福祉係」に改め、同部高齢・障がい福祉課の項を次のように改める。

障がい福祉課 障がい福祉係

第3条の3第1項中「生活支援課」を「高齢者支援課、生活支援課」に、「高齢・障がい福祉課」を「障がい福祉課」に改める。

第5条の表情報戦略局の部情報調査室の款行革係の項第3号を削り、同款に次のように加える。

公共施設マネジメント係

(1) 公共施設等総合管理計画に関すること。

第5条の表環境生活部の部人権政策課の款人権政策係の項第3号中「同和問題その他の人権問題」を「人権問題」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 人権映画祭実行委員会及び人権映画祭選考委員会に関すること。

第5条の表健康福祉部の部健康課の款健康増進係の項中「健康増進係」

を「健康づくり係」に改め、同項第2号中「成人及び健康増進事業」を「健康増進事業」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同款介護予防係の項を次のように改める。

成人健診係

- (1) がん検診に関する事。
- (2) 国民健康保険特定保健指導に関する事。
- (3) その他健診及び保健指導に関する事。

第5条の表健康福祉部の部医療保険課の款国民健康保険給付係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の表健康福祉部の部介護保険課の款介護給付係の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同款に次のように加える。

介護監査係

- (1) 介護サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス事業者の指定、指導及び監査に関する事。

第5条の表健康福祉部の部地域包括ケア推進課の款を次のように改める。

高齢者支援課

地域連携係

- (1) 地域包括ケアシステムの企画立案及び推進に関する事。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の企画立案及び推進に関する事。
- (3) その他地域支援事業に関する事。

包括支援係

- (1) 介護予防に関する事。
- (2) 高齢者の総合相談に関する事。

- (3) 高齢者の権利擁護に関すること。
- (4) 高齢者の虐待防止に関すること。
- (5) 地域包括支援センターに関すること。
- (6) 認知症高齢者対策に関すること。
- (7) その他高齢者の在宅支援に関すること。

高齢福祉係

- (1) 老人クラブに関すること。
- (2) 高齢者の敬老祝いに関すること。
- (3) 老人乗合バス運賃助成に関すること。
- (4) 高齢者の措置入所に関すること。
- (5) 災害時要援護者に関すること。
- (6) 伊勢老人福祉センターに関すること。
- (7) 健康ひろばの管理に関すること。
- (8) その他高齢者の福祉に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

第5条の表健康福祉部の部福祉総務課の款福祉総務係の項第4号を次のように改める。

- (4) 福祉関係団体に関すること。

第5条の表健康福祉部の部福祉総務課の款福祉総務係の項第5号及び第6号を削り、同項第7号を同項第5号とし、同項第8号中「デイサービスセンター」を「みなとふれあいセンター」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号から同項第11号までを2号ずつ繰り上げ、同項第12号中「寄贈金品」を「福祉に対する寄贈金品」に改め、同号を同項第10号とし、同項第13号から同項第15号までを2号ずつ繰り上げ、同項第16号中「災害救助及び援護物資」を「災害見舞金等」に改め、同号を同項第14号とし、同項第17号を同項第15号とし、同項第18号中「福祉資金貸

付事業」の次に「及び災害援護資金貸付事業」を加え、同号を同項第16号とし、同項第19号から同項第22号までを2号ずつ繰り上げ、同項第23号を削る。

第5条の表健康福祉部の部高齢・障がい福祉課の款を次のように改める。

障がい福祉課

障がい福祉係

- (1) 身体障害者手帳に関する事。
- (2) 療育手帳に関する事。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳に関する事。
- (4) 特別障害者手当等に関する事。
- (5) 障害者等の自立支援医療に関する事。
- (6) 障害福祉サービス等の給付等に関する事。
- (7) 障害者等の生活支援に関する事。
- (8) 障害者等虐待防止に関する事。
- (9) 災害時要援護者に関する事。
- (10) 相談支援センターに関する事。
- (11) 身体障害者福祉センターに関する事。
- (12) 重度身体障害者デイサービスセンターに関する事。
- (13) 障がい者就労支援施設に関する事。
- (14) その他障害者等の福祉に関する事。

第5条の表都市整備部の部都市計画課の款計画係の項第9号を削り、同項第8号を同項第9号とし、同項第4号から同項第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「及び緑の基本計画」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 立地適正化計画に関する事。

第27条第2項の表総合支所の項中「副支所長、副参事」を「副参事」に改め「、係長」を削る。

第28条の表副支所長の項を削る。

第31条第1項中「出先機関」の次に「（総合支所を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「、会計課」を「及び会計課」に改め、同項を同条第3項とする。

（伊勢市公印規則の一部改正）

第2条 伊勢市公印規則（平成17年伊勢市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項中

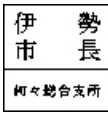
「

介護保険被保険者証、介護保険資格者証、介護保険負担割合証、訪問介護利用者負担額減額認定証、介護保険標準負担額減額認定証、介護保険特定標準負担額減額認定証（旧措置入所者）、介護保険利用者負担額減額・免除認定証、介護保険利用者負担額減額・免除認定証（旧措置入所者）及び介護用品支給事業利用券

を

介護保険被保険者証、介護保険資格者証、訪問介護等利用者負担額減額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証、介護保険利用者負担額減額・免除認定証、介護保険利用者負担額減額・免除認定証
 （特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）及び介護用品支給事業利用券

に改め、同表市長印の項中

	てん書	方24	市長名の文書（各総合支所関係文書用）	各総合支所生活福祉課長	3
			戸籍・国籍・身元証明等の証明及び報告等（電子公印を使用するものを除く。）、埋火葬等許可証、住民基本台帳・印鑑登録の証明（電子公印を使用するものを除く。）、評価・納税・所	各総合支所生活福祉課長	3

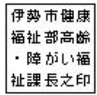
を

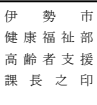
			得・事業・課税等の証明 (電子公印を使用するものを除く。)、租税・廃車等の証明	
--	--	--	--	--

伊勢市長 町々総合支所	てん書	方24	戸籍・国籍・身元証明等の証明及び報告等(電子公印を使用するものを除く。)、埋火葬等許可証、住民基本台帳・印鑑登録の証明(電子公印を使用するものを除く。)、評価・納税・所得・事業・課税等の証明(電子公印を使用するものを除く。)、租税・廃車等の証明	各総合支所生活福祉課長	3

に

改め、同表課長印の部中

	れい書	方21	預金口座振替納付 書送付明細	高齢・障 がい福祉 課長	1	を
---	-----	-----	-------------------	--------------------	---	---

	れい書	方21	預金口座振替納付 書送付明細	高齢者支 援課長	1	に
---	-----	-----	-------------------	-------------	---	---

改め、同表出納員印の項中

地域包括ケア推進 課の所管事務に係 る諸収入金の収納	地域包括 ケア推進 課長	1	を
----------------------------------	--------------------	---	---

高齢者支援課の所 管事務に係る諸収 入金の収納	高齢者支 援課長	1	に、
-------------------------------	-------------	---	----

こども課 長	14	を	こども課 長	13	に、
-----------	----	---	-----------	----	----

高齢・障がい福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納	高齢・障がい福祉課長	1
--------------------------	------------	---

を

障がい福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納	障がい福祉課長	1
-----------------------	---------	---

に、

教育委員会事務局教育総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局教育総務課長	5
------------------------------	----------------	---

を

教育委員会事務局教育総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局教育総務課長	4
教育委員会事務局学校統合推進室の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局学校統合推進室長	1

に改める。

(伊勢市高齢者虐待防止対策委員会規則の一部改正)

第3条 伊勢市高齢者虐待防止対策委員会規則（平成29年伊勢市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「健康福祉部地域包括ケア推進課」を「健康福祉部高齢者支援課」に改める。

(伊勢市老人ホーム入所判定委員会規則の一部改正)

第4条 伊勢市老人ホーム入所判定委員会規則(平成29年伊勢市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条中「健康福祉部高齢・障がい福祉課」を「健康福祉部高齢者支援課」に改める。

(伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議規則の一部改正)

第5条 伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議規則(平成29年伊勢市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「健康福祉部高齢・障がい福祉課」を「健康福祉部高齢者支援課」に改める。

(伊勢市障害者施策推進協議会規則の一部改正)

第6条 伊勢市障害者施策推進協議会規則(平成29年伊勢市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第5条中「健康福祉部高齢・障がい福祉課」を「健康福祉部障がい福祉課」に改める。

(伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会規則の一部改正)

第7条 伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会規則(平成18年伊勢市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第6条中「健康福祉部高齢・障がい福祉課」を「健康福祉部障がい福祉課」に改める。

(伊勢市障害者相談支援センター運営事業者選定委員会規則の一部改正)

第8条 伊勢市障害者相談支援センター運営事業者選定委員会規則(平成29年伊勢市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第4条中「健康福祉部高齢・障がい福祉課」を「健康福祉部障がい福

祉課」に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第9条 伊勢市会計規則(平成17年伊勢市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表健康福祉部の部地域包括ケア推進課の項を次のように改める。

高齢者支援課	課長	高齢者支援課の所管事務に係る諸収入金の収納	高齢者支援課員
--------	----	-----------------------	---------

別表健康福祉部の部高齢・障がい福祉課の項中「高齢・障がい福祉課」を「障がい福祉課」に、「福祉支援係長」を「障がい福祉係長」に改め、同表教育委員会事務局の部教育総務課の項の次に次のように加える。

学校統合推進室	室長	学校統合推進室の所管事務に係る諸収入金の収納	学校統合推進室員
---------	----	------------------------	----------

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 11 号

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「国税犯則取締法（明治 33 年法律第 67 号）の規定による収税官吏の職務を準用する市税犯則事件調査吏員」を「市税犯則事件調査吏員（市税に関する犯則事件について地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 22 条の 3 第 1 項に規定する当該徴税吏員の職務を行う者をいう。第 5 条において同じ。）」に改める。

第 7 条中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

別表第 1 条例第 51 条第 1 項第 5 号に該当する場合の部災害により、障害者（法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。以下「障害者」という。）になった者の項中「第 292 条第 1 項第 9 号」を「第 292 条第 1 項第 10 号」に、「」になった者」を「) になった者」に改め、同部災害により、自己（その者の法第 292 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する控除対象配偶者及び扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額は除く。以下「損害金額」という。）が当該住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上である者で、かつ、前年の合計所得金額が 10,000,000 円以下のものの項中「第 292 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する控除対象配偶者及び扶養親族」を「第 292 条第 1 項第 8 号に規定する控除対象配偶者及び同項第 9 号に規定する扶養親族」に、「補てんされるべき」を「補填されるべき」に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 別表第1 条例第51条第1項第5号に該当する場合の部災害により、障害者（法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。以下「障害者」という。）なった者の項の改正規定（「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改める部分に限る。）及び同部災害により、自己（その者の法第292条第1項第7号及び第8号に規定する控除対象配偶者及び扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額は除く。以下「損害金額」という。）が当該住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、かつ、前年の合計所得金額が10,000,000円以下のものの項の改正規定（「第292条第1項第7号及び第8号に規定する控除対象配偶者及び扶養親族」を「第292条第1項第8号に規定する控除対象配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族」に改める部分に限る。） 平成31年1月1日

伊勢市福祉事務所長事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第12号

伊勢市福祉事務所長事務委任規則等の一部を改正する規則

(伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部改正)

第1条 伊勢市福祉事務所長事務委任規則(平成28年伊勢市規則第36号)

の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改める。

(伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則(平成24年伊勢市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改める。

(伊勢市災害等による障害児通所支援の利用者負担額の特例等に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市災害等による障害児通所支援の利用者負担額の特例等に関する規則(平成29年伊勢市規則第73号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第13号

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則（平成27年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3Bの項中「12,500」を「10,100」に、「6,200」を「5,000」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育（教育に限る。）及び同法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育（以下「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

伊勢市立保育所条例施行規則及び伊勢市特別保育の実施に関する条例施

行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第14号

伊勢市立保育所条例施行規則及び伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(伊勢市立保育所条例施行規則の一部改正)

第1条 伊勢市立保育所条例施行規則（平成17年伊勢市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表伊勢市立大世古保育所の項を削る。

(伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則（平成27年伊勢市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表1の表伊勢市立大世古保育所の項を削る。

様式第1号を次のように改める。

特別保育(延長・休日・一時)利用申込書

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

〒 _____

住 所 伊勢市 _____

保護者氏名 _____ (注) 自署でない場合は、記名押印してください。

連絡先 _____ (続柄 _____)

フリガナ		生年月日	年 齡※
児童氏名		年 月 日	歳
在園施設名(延長・休日保育申込者のみ記入)		※延長・休日保育利用の場合は、4月1日現在の年齢を記入 一時保育は、利用月の1日現在の年齢を記入	

【A型延長保育】

利用期間	年 月 日から	年 月 日まで
------	---------	---------

【B型延長保育】

利用期間	年 月 日から	年 月 日まで
------	---------	---------

【休日保育】

休日保育を必要とする理由(具体的に)	
利用期間等	年 月 日から 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 毎・第 _____ 日曜 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期 (_____ 時 分から _____ 時 分まで)	

【一時保育】

利用施設	保育を必要とする理由(具体的に)
<input type="checkbox"/> 保育所きらら館	<input type="checkbox"/> 就労等のため
<input type="checkbox"/> 保育所ゆりかご園	<input type="checkbox"/> 緊急のため(_____)
<input type="checkbox"/> しごうこども園	<input type="checkbox"/> リフレッシュ等のため(_____)
利用日(_____ 年 _____ 月利用分)	
全日 _____	(給食 有・無)
半日(午前) _____	(給食 有・無)
(午後) _____	
	計 _____ 日間
※市記入欄	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第15号

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則

(伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第1条 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年伊勢市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第2項中「補装具費（購入・修理）支給申請書」を「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長
次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日			
	氏名				年 月 日			
	個人番号							
	居住地	〒			電話番号			
支給申請に係る児童氏名	フリガナ			生年月日	年 月 日			
	児童個人番号				続柄			
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号				
被保険者証の記号及び番号(※)			保険者名及び番号(※)					
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援B型のサービスを申請する者に限る。)						有・無		
※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入すること。								
サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間			
		利用中のサービスの種類と内容等						
サービス利用の状況	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 () ・要介護 1 2 3 4 5			
		利用中のサービスの種類と内容等						
申請するサービス	訪問系・その他	サービスの種類				申請に係る具体的内容		
		介護給付費		訓練等給付費				
		<input type="checkbox"/> 居宅介護	<input type="checkbox"/> 就労定着支援					
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 自立生活援助					
		<input type="checkbox"/> 同行援護						
		<input type="checkbox"/> 行動援護						
	日中活動系	<input type="checkbox"/> 短期入所						
		<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援						
		<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練)					
		<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練)					
				<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練				
				<input type="checkbox"/> 就労移行支援				
居住系	<input type="checkbox"/> 施設入所支援		<input type="checkbox"/> 就労移行支援(養成施設)					
			<input type="checkbox"/> 就労継続支援A型					
地域相談支援	<input type="checkbox"/> 地域移行支援		<input type="checkbox"/> 就労継続支援B型					
	<input type="checkbox"/> 地域定着支援		<input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)					

サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、伊勢市から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

(※) 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助の一部）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合に記入すること。

申請する 減免の 種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）	
	1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯（※）に属する者 ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②の当てはまる方にも○を付ける。 ① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの ② ①以外のもの 3 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属する者	
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	〈20歳以上の方〉 1 療養介護利用者であること（年齢 歳） 2 市町村民税非課税世帯の者	〈20歳未満の方〉 1 療養介護利用者であること（年齢 歳）
	<input type="checkbox"/> III 施設入所者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置） 下記のいずれにも当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設）	
	〈20歳以上の方〉 1 施設入所者であること（年齢 歳） 2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者	〈20歳未満の方〉 1 施設入所者であること（年齢 歳）
	<input type="checkbox"/> IV グループホーム入居者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（家賃軽減措置） 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象事業所は、共同生活援助（グループホーム）	
<input type="checkbox"/> V 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置）を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。		

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏名		申請者との関係	
住所	〒 電話番号		

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号（第3条関係）

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）

支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

（宛先）伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名			年 月 日	
	個人番号				
	居住地	〒			
		電話番号			
支給申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	児童個人番号		続柄		
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号	
被保険者証の記号及び番号(※)			保険者名及び番号(※)		

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
	利用中のサービスの種類と内容等					
介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 () ・要介護 1 2 3 4 5		
	利用中のサービスの種類と内容等					

変更の理由

区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
	介護給付費	訓練等給付費	
訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	<input type="checkbox"/> 就労定着支援	申請に係る具体的内容
	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 自立生活援助	
	<input type="checkbox"/> 同行援護		
	<input type="checkbox"/> 行動援護		
	<input type="checkbox"/> 短期入所		
	<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援		
日中活動系	<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練）	
	<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練）	
		<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練	
		<input type="checkbox"/> 就労移行支援	
		<input type="checkbox"/> 就労継続支援（A型）	
	<input type="checkbox"/> 就労継続支援（B型）		
居住系	<input type="checkbox"/> 施設入所支援	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）	
地域相談支援	<input type="checkbox"/> 地域移行支援		
	<input type="checkbox"/> 地域定着支援		

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		

(※) 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助の一部）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合に記入すること。

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）	
	1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯（※）に属する者 ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②の当てはまる方にも○を付ける。 ① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの ② ①以外のもの 3 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属する者	
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	〈20歳以上の方〉 1 療養介護利用者であること（年齢 齢） 2 市町村民税非課税世帯の者	〈20歳未満の方〉 1 療養介護利用者であること（年齢 齢）
	<input type="checkbox"/> III 施設入所者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置） 下記のいずれにも当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設）	
	〈20歳以上の方〉 1 施設入所者であること（年齢 齢） 2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者	〈20歳未満の方〉 1 施設入所者であること（年齢 齢）
<input type="checkbox"/> IV グループホーム入居者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（家賃軽減措置） 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象事業所は、共同生活援助（グループホーム）		
<input type="checkbox"/> V 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置）を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。		

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
	電話番号		

様式第15号を次のように改める。

(一)		(二)		(三)		
障害福祉サービス受給者証		介護給付費の支給決定内容				
受給者証番号		障害支援区分		サービス種別		
支給決定障害者等	居住地	認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		支給量等	
	フリガナ	サービス種別			支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	氏名	支給量等			サービス種別	
	生年月日	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		支給量等	
児童	フリガナ	サービス種別			支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	氏名	支給量等				
	生年月日	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
障害種別		1 2 3				
交付年月日		年 月 日				
支給市町村名 及び 印		サービス種別				
		支給量等				
		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
		予備欄				

(四)	
訓練等給付費の支給決定内容	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
地域生活支援事業の支給決定内容	
障害名	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
予備欄	

(五)	
計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定特定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
施設入所支援	
支給額	円/日
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
共同生活援助又は重度障害者等包括支援	
支給額	円/月
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
予備欄	

(六)	
利用者負担に関する事項	
負担上限月額	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
食事提供体制加算対象者	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄	

(七)

訪問系サービス事業者記入欄			
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			

(八)

訪問系サービス事業者記入欄			
4	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			
5	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			
6	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			

(九)

短期入所事業者実績記入欄					
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日 数	月 累 計	事業者 確認印
1		年 月 日から			
		年 月 日まで			
2		年 月 日から			
		年 月 日まで			
3		年 月 日から			
		年 月 日まで			
4		年 月 日から			
		年 月 日まで			
5		年 月 日から			
		年 月 日まで			
6		年 月 日から			
		年 月 日まで			
7		年 月 日から			
		年 月 日まで			
8		年 月 日から			
		年 月 日まで			
9		年 月 日から			
		年 月 日まで			
10		年 月 日から			
		年 月 日まで			
11		年 月 日から			
		年 月 日まで			
12		年 月 日から			
		年 月 日まで			

(十)

生活介護・自立訓練・就労移行支援・ 就労継続支援事業者記入欄			
1	事業者及びその 事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量(／月)	日	
	契約日	年月日	
	当該契約支給量による サービス提供終了日	年月日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		
2	事業者及びその 事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量(／月)	日	
	契約日	年月日	
	当該契約支給量による サービス提供終了日	年月日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		
3	事業者及びその 事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量(／月)	日	
	契約日	年月日	
	当該契約支給量による サービス提供終了日	年月日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		

(十一)

療養介護・共同生活援助・施設入所支援事業者記入欄			
番号	事業者及びその 事業所の名称	入所(居)日 退所(居)日	事業者 確認印
1		入所(居)日 年月日	
		退所(居)日 年月日	
2		入所(居)日 年月日	
		退所(居)日 年月日	
予備欄			

(十二)

地域生活支援事業者記入欄			
1	事業者及びその 事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量(／月)	日	
	契約日	年月日	
	当該契約支給量による サービス提供終了日	年月日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		
2	事業者及びその 事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量(／月)	日	
	契約日	年月日	
	当該契約支給量による サービス提供終了日	年月日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		
3	事業者及びその 事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量(／月)	日	
	契約日	年月日	
	当該契約支給量による サービス提供終了日	年月日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		

(十三)

就労定着支援・自立生活援助・
一般相談支援事業者記載欄

提供する地域相談支援の種類	事業者及びその事業所の名称	契約日 サービス提供終了日	事業者 確認印
		契約日 年 月 日	
		サービス提供終了日 年 月 日	
		契約日 年 月 日	
		サービス提供終了日 年 月 日	
予備欄			

(十四)

注意事項欄

<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持ってってください。</p> <p>2 指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスを受けようとするときは、必ずこの証を指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当事業所に提示してください。</p> <p>3 療養介護を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証及び療養介護医療受給者証を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。</p> <p>4 指定障害福祉サービス等を受けるときに支払う金額は、当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が、指定障害福祉サービス等に要した費用(食費、光熱水費等を除く。)の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額)です。ただし、六面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります(個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています)。なお、基準該当障害福祉サービスを受ける場合等は市町村の窓口にお問い合わせください。</p> <p>5 負担上限月額及び特定障害者特別給付費については、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。</p> <p>6 支給決定期間を経過したときは介護給付費等の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。</p>

(十五)

注意事項欄

<p>7 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類の障害福祉サービスを受ける必要がある場合は、市町村に支給申請をしてください。(サービスの種類によっては、障害支援区分の(変更)認定を受ける必要があります。)</p> <p>8 この証の一、六面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。</p> <p>9 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。 また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村(旧居住地の市町村)に届け出てください。</p> <p>10 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。</p> <p>11 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。</p> <p>12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p> <p>13 支給決定の内容欄に記載されていない障害福祉サービスについては、介護給付費等の支給は受けられません。</p>

様式第27号を次のように改める。

補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書

		申請日		年	月	日	
(宛先)		伊勢市厚生福祉事務所長					
		(申請者)					
		住所					
		氏名					
		個人番号					
		対象者との続柄					
		電話					
<p>下記のとおり補装具費の支給申請（購入・借受け・修理）をいたします。 補装具費の支給申請（購入・借受け・修理）の決定のため、私の世帯の住民登録資料、 税務資料その他について、各関係機関に調査、照会又は閲覧をすることを承諾します。</p>							
対象者	住所						
	フリガナ氏名				個人番号		
	生年月日	年	月	日	性別	電話	
身体障害者手帳障害名	手帳番号	第	号	交付年月日	年	月	日
	障害種別				障害等級		
疾 病 名		<small>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定める疾患名を記載のこと。）</small>					
購入・借受け・修理を受ける補装具名							
判 定 予 定 日							
希望する補装具業者	名 称						
	所在地						
	電 話				F A X		
該当する所得区分		生活保護・低所得・一般・一定所得以上					
世帯範囲の特例に関する認定		<input type="checkbox"/> 下記のいずれにも当てはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。					
生活保護への移行予防措置に関する認定		<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。					

様式第36号及び様式第37号を次のように改める。

高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

（宛先） 伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり関係書類を添えて高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ											①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律②児童福祉法③介護保険法									
申請者氏名 (支給決定障害者等氏名)											制度		受給者証番号・被保険者証番号							
個人番号																				
生年月日	年 月 日																			
居住地	〒										電話番号									
フリガナ											続柄									
支給決定に係る 児童氏名											生年月日		年 月 日							
児童個人番号																				
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額										申請に係るサービス利用月		年 月分								
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額																				
他の同一世帯に属する 支給決定障害者	氏名					生年月日					①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律②児童福祉法③介護保険法									
											制度		受給者証番号・被保険者証番号							
	個人番号：																			
	個人番号：																			
個人番号：																				

(注1) 支払額を証する領収書を添付してください。

(注2) 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。

(注3) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んでください。

振込先	銀行 信用金庫 信用組合			本店 支店 出張所			種目	口座番号							
	金融機関コード			店舗コード			1普通預金								
							2当座預金								
							3その他								
フリガナ															
口座名義人															

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)													
フリガナ														
氏名						申請者との関係								
住所	〒													
										電話番号				

(その2)

高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり関係書類を添えて高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ			①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律																	
申請者氏名			②介護保険法																	
個人番号			制度	受給者証番号・被保険者証番号																
生年月日	年	月	日																	
居住地	〒																			
	電話番号																			
サービス利用月の障害福祉相当介護保険サービス支払額(注)			申請に係るサービス利用月	年	月	分	65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無										<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			

(注) 生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載(本人支払額があれば分けて記載)してください。

(注) 支払額を証する領収書を添付してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んでください。

振込先	銀行 信用金庫 信用組合			本店 支店 出張所			種目	口座番号							
	金融機関コード			店舗コード			1 普通預金								
							2 当座預金								
							3 その他								
	フリガナ														
口座名義人															

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)																
フリガナ												申請者との関係					
氏名																	
住所	〒																
	電話番号																

様式第37号（第15条関係）

高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

〒 ー
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定障害者（保護者）又は対象者の氏名		受給者証番号															
支給決定に係る児童氏名																	

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係るサービス利用月	年 月分
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	
不支給の理由			

振込先	金融機関											
	口座種目											
	口座番号											
	口座名義人											

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

(伊勢市災害等による障害福祉サービス等の利用者負担額の特例等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市災害等による障害福祉サービス等の利用者負担額の特例等に関する規則（平成29年伊勢市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第7条中「により補装具の購入又は修理」を「により補装具の購入等（法第76条第1項に規定する購入等をいう。以下この条において同じ。）」に、「が補装具の購入又は修理」を「が補装具の購入等」に改める。

(伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成24年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第1条の2の5」を「第1条の2の7」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

障害児通所給付費支給申請書兼
利用者負担額減額・免除等申請書

（宛先）伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名			年 月 日	
	個人番号				
	居住地	〒			
			電話番号		
	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	支給申請に係る 児童氏名			続柄	
	児童個人番号				
	身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号
被保険者証の記号及び番号(※)					保険者名及び番号(※)

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、医療型児童発達支援を申請する場合に記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
申請する支援	支援の種類	
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	申請に係る具体的内容
	<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	

障害児支援利用計画又は通所支援計画を作成するために必要があるときは、通所支援の利用に関する意向聴取の内容及び医師意見書の全部又は一部を、伊勢市から指定障害児相談支援事業者、通所支援事業者又は障害児入所施設の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		
電話番号				

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者 3 市町村民税課税世帯(所得割 28 万円未満)に属する者
	<input type="checkbox"/> II 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。) 1 第2子に該当する者 2 第3子以降に該当する者 ※ 在園証明等が必要となります。
	<input type="checkbox"/> III 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(<input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
電話番号			

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号（第3条関係）

障害児通所給付費支給変更申請書兼
利用者負担額減額・免除等変更申請書

（宛先）伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名			年 月 日	
	個人番号				
	居住地	〒		電話番号	
	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	支給申請に係る 児童氏名				
	児童個人番号		続柄		
	身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号
被保険者証の記号及び番号(※)			保険者名及び番号(※)		

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、医療型児童発達支援を申請する場合に記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉 関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
-----------	----------------	-----------------

変更の理由	
-------	--

	支援の種類	申請に係る具体的内容
変更を申請する支援	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		
電話番号				

申請する 減免の 種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者 3 市町村民税課税世帯(所得割 28 万円未満)に属する者
	<input type="checkbox"/> II 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。) 1 第2子に該当する者 2 第3子以降に該当する者 ※ 在園証明等が必要となります。
	<input type="checkbox"/> III 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	□申請者本人 □申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
電話番号			

(伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第4条 伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年伊勢市規則第25号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

受付番号

指定特定相談支援事業所 指定申請書
 指定障害児相談支援事業所

年 月 日

(宛先)伊勢市長

申請者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者

㊦

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者(設置者)	フリガナ				
	名称					
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 ー)		県 郡・市	
	法人である場合その種別		法人所轄庁			
	連絡先	電話番号	FAX番号			
	代表者の職・氏名		職名		フリガナ
代表者の住所		(郵便番号 ー)		県 郡・市		
指定を受けようとする事業の種類	フリガナ				
	名称					
	事業所の所在地		(郵便番号 ー)		県 郡・市	
	事業の種類		実施事業	指定申請をする事業の 事業開始予定年月日	様式	備考
	特定相談支援事業				付表	
障害児相談支援事業				付表		
既に特定相談支援事業の指定を受けている場合は記載してください。						
事業所番号						指定年月日
既に地域相談支援事業(地域移行支援)の指定を受けている場合は記載してください。						
事業所番号						指定年月日
既に地域相談支援事業(地域定着支援)の指定を受けている場合は記載してください。						
事業所番号						指定年月日
介護保険法の居宅介護支援事業の指定を受けている場合は記載してください。						
事業所番号						指定年月日
介護保険法の介護予防支援事業の指定を受けている場合は記載してください。						
事業所番号						指定年月日

備考

- 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄には、今回申請をする相談支援事業の種類に「○」を記載してください。
- 5 「障害児相談支援事業」の指定を申請する場合は、「特定相談支援事業」の申請も併せて申請してください。

変更届出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

住所
 事 業 者(所在地)
 氏名 ㊟
 (名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		事業所番号							
指定内容を変更した事業所		名称 所在地							
変更があった事項		変更の内容							
		(変更前)				(変更後)			
1	事業所(施設)の名称								
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)								
3	申請者(設置者)の名称								
4	主たる事務所の所在地								
5	代表者の氏名及び住所								
6	定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)								
7	事業所の平面図及び設備の概要								
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴								
9	相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴								
10	運営規程								
11	請求に関する事項								
12	役員の氏名、生年月日及び住所								
変更年月日		年 月 日							

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

住所
 事業 者(所在地)
 氏名 ④
 (名称及び代表者氏名)

次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしますので届け出ます。

		事業所番号								
廃止(休止・再開)事業所	名称									
	所在地									
廃止・休止・再開年月日		年 月 日								
廃止・休止の理由										
1 現に当該事業を受けている者に対する措置 2 現に当該事業を受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該事業に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無 3 引き続き当該事業に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な計画相談支援及び障害児相談支援を継続的に提供する他の事業所の名称 (廃止・休止の場合のみ)										
休止予定期間		年 月 日～ 年 月 日								

注

- 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開の日から10日以内に届け出てください。
- 3 廃止・休止の日の1月前までに届け出てください。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第16号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「法」という。）」の次に「、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）」を加える。

第2条中「法」の次に「、施行法」を加える。

第15条中「特例被保険者」を「住所地特例対象被保険者」に改める。

第16条の見出し中「指定居宅介護支援」を「指定居宅介護支援等」に改め、同条中「（省令第95条の2において準用する場合を含む。）」を「及び省令第95条の2第1項」に改める。

第27条の見出し中「特定入所者の介護保険負担限度額認定」を「特定入所者の介護保険負担限度額認定等」に改め、同条第1項中「省令第83条の6」の次に「（省令第97条の4において準用する場合を含む。）」を加える。

第37条第1項中「給与額減額等」を「給付額減額等」に改める。

別表条例第10条第1項第1号に掲げる事由に該当する場合の項中「の所有に係る住宅」を「が所有し、かつ、現に居住の用に供する住宅」に、「補てんされるべき」を「補填されるべき」に改め、「金額を含む。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）」を加え、同表条例第10条第1項第5号に掲げる事由に該当する場合の項中

「

<p>その他市長が特に必要と認める者</p>	<p>当該者が納付すべき当該年度分の保険料額のうち申請日以後に到来する納期限に係る納付すべき額の合算額について、市長が定める額</p>
------------------------	---

を

」

「

<p>法第63条の規定の適用を受けており、かつ、その期間が1月を超える者</p>	<p>当該事由の生じた日の属する月から当該事由の消滅した日の属する月の前月までの月数分の保険料の合計額</p>
<p>その他市長が特に必要と認める者</p>	<p>当該者が納付すべき当該年度分の保険料額のうち申請日以後に到来する納期限に係る納付すべき額の合算額について、市長が定める額</p>

に改める。

」

様式第6号を次のように改める。

介護保険 { 要介護・要支援認定
要介護・要支援更新認定 申請書
要介護・要支援認定区分変更

(宛先) 伊勢市長

次のとおり申請します。 新規申請 更新申請 区分変更申請 申請年月日 年 月 日

被 保 険 者	被 保 険 者 番 号											個 人 番 号																						
	氏 名	フリガナ										生 年 月 日					年 月 日																	
												性 別					<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女																	
住 所	〒																				電 話 番 号										—		—	
更 新 ・ 変 更 認 定 申 請 の 場 合	前回の要介護認定の結果等	要支援 1 2					要介護 1 2 3 4 5																											
		有 効 期 間					年 月 日 から					年 月 日 まで																						
変 更 申 請 理 由 ※区分変更申請の場合																																		
訪 問 調 査 先 (上記住所と異なる場合)	〒										<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 介護保険施設等										電 話 番 号 — — (施設名)													
調 査 日 程 等 連 絡 先	氏名 (被保険者との関係)										電 話 番 号 — —																							
認 定 結 果 の 希 望 送 付 先	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 訪問調査先 <input type="checkbox"/> 申請者住所 <input type="checkbox"/> その他()																																	
申 請 者	氏 名 ・ 名 称 提出代行の場合は□ にチェックしてくだ さい。	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 指定介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 指定介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院										(印)										被保険者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 提出代行者 <input type="checkbox"/> その他 ()												
		住 所 ・ 所 在 地	〒																				電 話 番 号										—	

※申請者が被保険者本人の場合は、申請者住所・電話番号は記載不要です。
※提出代行者は押印してください。(その他の方は押印不要です。)

主 治 医	医 師 名											医 療 機 関 名										
	所 在 地	〒										電 話 番 号 — —										

※第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険加入者)のみ記入

医 療 保 険 者 名 (医療保険者番号)	()	医 療 保 険 被 保 険 者 証 記 号 番 号	
特 定 疾 病 名			

地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医又は担当調査員から審査判定結果に関する照会があった場合、その結果を連絡することについて同意します。

年 月 日

本人氏名 _____

- (注) 1 介護保険被保険者証をお持ちの方は添付してください。
2 40歳から64歳までの方は医療保険被保険者証を提示してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市介護保険規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第17号

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成18年伊勢市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第78条の2第1項」の次に「、第78条の2の2第1項」を加える。

第3条に次の1項を加える。

- 2 法第78条の2の2第5項の規定による届出は、廃止・休止・再開届出書により行うものとする。ただし、施行規則第131条の11の10第2項の規定により同項に規定する届出の書類の写しを提出して行う場合は、この限りでない。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

備考

- 1 「受付番号」及び「事業所所在市町村番号」の欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 指定生活介護事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者（主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定児童発達支援を提供する事業者を除く。）又は指定放課後等デイサービス事業者（主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービスを提供する事業者を除く。）として既に指定障害福祉サービス等の事業所番号が付番されている場合には、その事業所番号を「障害福祉サービス等の事業所番号」欄に記載してください。
- 8 保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 9 既に地域密着型サービス事業者の指定を受けている者が、地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」、「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」、「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」、「当該申請に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項」、「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「役員の氏名、生年月日及び住所」、「介護支援専門員の氏名及び登録番号」及び「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業者の指定を受ける場合においても同様です。

変更届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
（所在地）
事業者 氏名
（名称及び代表者氏名）

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号										
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

指定内容を変更した事業所(施設)	名称
	所在地
サービスの種類	<input type="checkbox"/> 介護予防事業を含む。
変更があった事項	変更の内容
1 事業所・施設の名称	(変更前)
2 事業所・施設の所在地	
3 申請者の名称	
4 主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6 定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)	
7 事業所・施設の建物の構造概要、専用区画等の平面図及び設備の概要	
8 事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)
9 運営規程	
10 協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	
11 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制	
12 地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項	
13 役員の氏名、生年月日及び住所	
14 本体施設、本体施設との移動経路等	
15 併設施設の状況等	
16 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
17 その他	
変更年月日	年 月 日

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 サービスの種類について、介護予防事業も一体的に変更する場合は、□にレ点を付けてください。

様式第3号（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
（所在地）
事業者 氏名
（名称及び代表者氏名）

印

次のとおり事業の廃止（休止・再開）について届け出ます。

介護保険事業所番号											
廃止（休止・再開）事業所	名称										
	所在地										
サービスの種類											
廃止・休止・再開の別	廃止・休止・再開										
廃止・休止・再開年月日	年 月 日										
廃止・休止理由											
現にサービスを受けている者に対する措置（廃止・休止の場合のみ）											
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日										
届出書作成担当者の氏名及び電話番号											

備考 事業の再開に係る届出にあつては、介護保険法施行規則に定める当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第18号

伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成18年伊勢市規則第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則

第1条中「、指定介護予防支援事業者」を「、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者」に改める。

第2条第1項中「法第115条の22第1項の規定による申請及び」を「法第79条第1項、法第115条の22第1項及び法第79条の2第1項並びに」に、「指定介護予防支援事業者指定(更新)申請書」を「指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者指定(更新)申請書」に改め、同条第2項中「法第115条の22第1項」を「法第79条第1項及び法第115条の22第1項」に改める。

第3条中「法第115条の25」を「法第82条及び法第115条の25」に改め、「施行規則」の次に「第133条第1項及び」を加える。

第5条中「、指定介護予防支援事業者」を「、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

備考

- 1 「受付番号」及び「事業所所在市町村番号」の欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。

変 更 届 出 書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
（所在地）
事業者 氏名
（名称及び代表者氏名）

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号																			
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

指定内容を変更した事業所		名称
		所在地
事業の種類		
変更があった事項		変更の内容
1	事業所の名称	(変更前)
2	事業所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)	
7	事業所の平面図	
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所、経歴及び主任介護支援専門員研修修了証明書	(変更後)
9	運営規程	
10	居宅介護サービス計画費又は介護予防サービス計画費の請求に関する事項	
11	役員の氏名、生年月日及び住所	
12	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
13	その他	
変 更 年 月 日		年 月 日
届出書作成担当者の 氏名及び電話番号		

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第3号（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所

（所在地）

事業者 氏名

㊞

（名称及び代表者氏名）

次のとおり事業の廃止（休止・再開）について届け出ます。

介護保険事業者番号										
廃止（休止・再開）事業所	名称									
	所在地									
廃止・休止・再開の別	廃止・休止・再開									
廃止・休止・再開年月日	年 月 日									
廃止・休止理由										
現に支援を受けている者に対する措置 （廃止・休止の場合のみ）										
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日									
届出書作成担当者の 氏名及び電話番号										

備考 事業の再開に係る届出にあつては、介護保険法施行規則に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市ふるさと未来づくり推進委員会規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第19号

伊勢市ふるさと未来づくり推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成26年伊勢市条例第38号）第16条第8項の規定に基づき、伊勢市ふるさと未来づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、環境生活部市民交流課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 20 号

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則（平成17年伊勢市規則第118号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。）
 - ア 法第4条第1項の規定による農地の転用の許可
 - イ 法第4条第7項の規定による条件の付加
 - ウ 法第4条第8項の規定による協議
 - エ 法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可
 - オ 法第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定による条件の付加
 - カ 法第5条第4項の規定による協議
 - キ 法第49条第1項の規定による立入調査及び測量並びに物件の除去及び移転
 - ク 法第49条第3項の規定による立入調査等に係る通知及び公示
 - ケ 法第49条第5項の規定による損失の補償
 - コ 法第50条の規定による報告の求め
 - サ 法第51条第1項の規定による違反転用に対する処分
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第36項（同法第70条の6第41項において準用する場合を含む。）の規定による所轄税務署長への通知

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市建設工事検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 21 号

伊勢市建設工事検査規則の一部を改正する規則

伊勢市建設工事検査規則（平成 17 年伊勢市規則第 132 号）の一部を次のように改正する。

様式第 13 号を次のように改める。

公共工事成績調書

工事番号		工事名		契約金額(最終)		円 (うち消費税相当額 円)																																			
						検査日		平成 年 月 日		完成年月日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日																									
請負者名		工事場所		伊勢市 地内		工 期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		完成年月日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日																									
検査項目 ※1		監督員					係長又は課長等					検査員(出来高1)					検査員(出来高2)					検査員(完成)																			
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名																			
検査項目	細別 ※5	a	b	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点		
1 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																																			
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																																			
2 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10										+5		+2.5		0	-7.5	-15		+5		+2.5		0	-7.5	-15		+5		+2.5		0	-7.5	-15			
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10		+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																											
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10		+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																											
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																																			
3 出来形及び出来栄	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0										+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20			
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0										+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25			
	III 出来栄															+5		+2.5		0	-5			+5		+2.5		0	-5			+5		+2.5		0	-5				
4 工事特性	I 施工条件等への対応							+20~0																																	
5 創意工夫	I 創意工夫 ※2	+7.0~0																																							
6 社会性等	I 地域への貢献等							+10	+7.5	+5	+2.5	0																													
加減点合計(1+2+3+4+5+6)							点					点					点					点																			
評定点(6.5点±加減点合計) ※3		①					点					②					点					③					点					④					点				
評定点計		点					部分(出来高)検査があった場合 ①					点×0.4+②					点×0.2+③					点×0.2+④					点×0.2=					点									
												③(出来高)が2回以上の場合は平均値とする。)																													
							部分(出来高)検査がなかった場合 ①					点×0.4+②					点×0.2+④					点×0.4=					点														
7 法令遵守等							-					点					点					点					点														
評定点合計 ※4、※5		点					評定点計					-					法令遵守等					=					点														
所見 ※5		【監督員】										【係長又は課長等】										【検査員】																			
							印										印										印														

※1 各検査項目ごとの採点は、工事成績採点表によるものとし、検査員(完成)の評価に先立ち、監督員、係長又は課長等が行う。
 ※2 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき利益があった場合に評価する項目である。
 ※3 6.5点 + 1~3の評定(加減点合計) + 4~6の評定(加減点合計) = 評定点
 各評定点①~④は小数第1位まで記入する。
 ※4 評定合計は、四捨五入により整数とする。
 ※5 所見は必要に応じて記載する。なお、評定点合計が70点未満または細別のマイナス点は必ず記載する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金

額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第22号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年伊勢市規則第64号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「10万5,130円」を「10万5,290円」に、「5万7,110円」を「5万7,190円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5万2,570円」を「5万2,650円」に、「2万8,560円」を「2万8,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

伊勢市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 26 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第 1 号

伊勢市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会傍聴規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 26 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第 2 号

伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会等処務規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表(7)の項を削り、同表(8)の項を同表(7)の項とし、同表(9)の項を同表(8)の項とし、同表(10)の項を同表(9)の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 26 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第3号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務局等処務規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「課及び係」を「課、室及び係」に改める。

第4条第1項の表以外の部分中「課及び係」を「課、室及び係」に改め、同項の表文化振興課の部文化振興係の項第1号中「芸術文化」を「文化芸術」に改め、同項第2号中「芸術文化団体」を「文化芸術団体」に改める。

第5条第2項中「課に」を「課又は室に」に改め、「課長補佐」の次に「若しくは室長補佐」を加え、「及び主任」を「又は主任」に改める。

第6条第6項中「課長補佐」の次に「又は室長補佐」を加え、「課長を」を「課長又は室長を」に、「課長に」を「課長又は室長に」を改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 30 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第4号

語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則

第1条第1項中「外国青年」を「外国人」に改める。

第2条第2項第1号中「中学校」を「小学校又は中学校」に、「外国語授業」を「外国語科授業等」に改め、同項第2号中「外国語会話」を「外国語活動」に改め、同項第3号中「外国語能力コンテスト等」を「外国語スピーチコンテスト等」に改め、同項第4号中「外国語教員」を「外国語担当教員等」に改め、同項第6号中「社会教育」を「地域における国際交流活動」に改める。

第4条第3項中「1日の勤務時間及び休憩時間」を「休憩時間」に改める。

第9条第1項第2号中「5日」を「8日」に改め、同項第5号中「6週間」を「8週間」に改め、同項第6号中「までの日」を「までの期間」に改め、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）又は小学校の第1学年から第3学年までに在学する子を養育する外国人指導助手が、その子の看護をするために勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（養育する子が複数の場合にあっては、10日とする。）の範囲内の期間

第9条第2項を次のように改める。

- 2 前項各号に掲げる特別休暇は、有給とする。

第11条第1項各号列記以外の部分中「市」を「教育委員会」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「第16条第2項」を「第10条第3項」に改める。

第16条第1項第2号中「行為」を「非行」に改め、同項第5号中「又は」を「若しくは」に、「並びに第8条第1項第5号及び」を「又は第9条第1項第5号若しくは」に改め、同条第3項中「^こ禁錮」を「禁錮」に改める。

第19条中「別に」を「教育委員会が別に」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第5号

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市奨学金支給条例施行規則(平成29年伊勢市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(奨学生の学資を負担すべき者)

第6条 条例第3条第2号の学資を負担すべき者として教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 奨学生に保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長その他これらに準ずる者として教育委員会の定める者を除く。次号において同じ。)がいる場合
当該保護者
- (2) 奨学生に保護者がいない場合 当該奨学生(当該奨学生が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者)第16条第1項第2号中「本人」の次に「、第6条に規定する者」を加え、「氏名又は」を「死亡又は氏名若しくは」に改め、同項第3号を次のように改める。
- (3) 条例第3条第3号又は第4号の規定に該当しなくなったとき。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第7条関係）

※受付 番号		※選定 可否		※選定 番号		※付記	
-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----	--

伊勢市奨学金支給申請書

校種別 (該当のものに○を付すこと。)	<ul style="list-style-type: none"> ・大 学 (県内・県外) ・高等専門学校 (公立・私立) ・中等教育学校後期課程 (公立・私立) ・短期大学 (県内・県外) ・高等学校 (公立・私立) 							
在籍校				学部(科)			学年	
(ふりがな) 氏名				生年月日	年 月 日			
住所	(郵便番号) —			(電話番号) — —				
保護者住所	(郵便番号) —			(電話番号) — —				
家族構成等 (本人を含めて記入すること。)	氏名	続柄	年齢	職業・勤務先等		月額収入		
		世帯主				円		
他の奨学金制度、授業料免除等の状況								
申請理由								
<p>上記のとおり記載事項に相違ありません。 奨学金の支給を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本人氏名 ㊟ 保護者氏名 ㊟</p> <p>(宛先) 伊勢市教育委員会</p>								

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第16条関係）

異 動 届

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

本 人 住 所
氏 名 ⑩
選定番号 第 号
学 校 名
学 部 (科)
学 年

保 証 人 住 所
氏 名 ⑩

次のとおり届け出ます。

異 動 事 項 （該当するものに○を付すこと。）	本 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休 学 ・ 復 学 ・ 転 学 ・ 退 学 ・ 死 亡 ・ 氏名の変更 ・ 住所の変更 ・ 学資の調達 ・ その他（ ）
	学資を負担すべき者（保護者） 又は 保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死 亡 ・ 氏名の変更 ・ 住所の変更
事 実 発 生 日	年 月 日	
異 動 内 容 及 び 理 由		

備考

- 1 異動の事実の発生した日から10日以内に提出してください。
- 2 異動の事実の証明となる書類を添付してください。
- 3 本人が届け出ることができないときは、保証人が提出してください。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第6号

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考7中「3人」を「2人」に、「、3番目に年齢が高いもの以降のもの」を「、2番目に年齢が高いものに係る保育料は表中の金額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、3番目以降のもの」に、「、無料」を「無料」に改め、同表備考8中「同法第24条第2項」を「児童福祉法第24条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る保育料について適用し、同日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 1 号

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令
 (伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務決裁規程 (平成17年伊勢市訓令第 3 号) の一部を次の
 ように改正する。

別表第 2 の 4 (2) の表に次のように加える。

9	公共施設等総合管理 計画に関すること。	特に 重要	重要	軽易	定例 軽易	
---	------------------------	----------	----	----	----------	--

別表第 2 の 5 (3) の表 2 の項中「人権施策審議会、隣保館運営審議会
 及び人権施策推進協議会」を「人権施策審議会等の所管する附属機
 関」に改める。

別表第 2 の 6 (1) の表 4 の項中「成人及び健康増進事業」を「健康増
 進事業」に改め、同表 5 の項及び 6 の項を削り、同表 7 の項を同表 5
 の項とし、同表 8 の項から同表 15 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 の 6 (2) の表 2 の項を削り、同表 3 の項を同表 2 の項とし、
 同表 4 の項から同表 31 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 の 6 (4) の表中「地域包括ケア推進課」を「高齢者支援課」
 に改め、同表 2 の項中「虚弱高齢者の介護予防」を「介護予防」に改
 め、同表に次のように加える。

6	老人ホームへの入所 措置に関すること。			○		
---	------------------------	--	--	---	--	--

別表第 2 の 6 (6) の表 5 の項中「社会福祉事業団体」を「福祉関係団
 体」に改め、同表 7 の項を削る。

別表第 2 の 6 (9) の表中「高齢・障がい福祉課」を「障がい福祉課」
 に改め、同表 1 の項及び 2 の項を削り、同表 3 の項を同表 1 の項とし、
 同表 4 の項から同表 10 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 認定こども園 伊勢市立認定こども園条例（平成22年伊勢市条例第24号）第1条の規定により設置された認定こども園をいう。

別表第1地包の項を次のように改める。

高	健康福祉部高齢者支援課
---	-------------

別表第1高障の項を次のように改める。

障	健康福祉部障がい福祉課
---	-------------

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市工事等成績評定要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 2 号

伊勢市工事等成績評定要領の一部を改正する訓令

伊勢市工事等成績評定要領（平成 23 年伊勢市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次のただし書を加える。

ただし、災害に伴う応急工事については、評定を行わないことができる。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成 30 年 3 月 26 日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市教育委員会事務決裁規程（平成17年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号を次のように改める。

(10) 課長補佐等 処務規則第5条第2項に規定する課長補佐及び室長補佐をいう。

第3条第4項中「第6条」を「第5条」に、「課長補佐」を「課長補佐等」に改める。

第5条の表課長等共通専決事項の項第3号中「7日未満の」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 3 月 30 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第 1 号

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程（平成 24 年伊勢市病院事業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 住民票の写し

第 2 条第 4 号中「次条に規定する連帯保証人の前年分」を「連帯保証人の前年」に改め、同条第 5 号中「管理者」を「、管理者」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 連帯保証人のうち 1 人は、申請者の父又は母（父及び母がともにならない場合は、これらに代わる者として管理者が認める者）であること。
- (2) 連帯保証人の他の 1 人は、前号に規定する者以外の者であって、独立の生計を営む成年者であること。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) この条例による奨学金に係る他の被貸与者の連帯保証人になっていないこと。

第 3 条第 3 項中「連帯保証人が」を「申請者又は被貸与者は、連帯保証人が」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 申請者又は被貸与者は、前項の規定により連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人変更届（様式第 1 号の 2）に連帯保証人となる者の前年の所得を証明する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

第 4 条第 2 項中「申請の適否を決定する」を「前項の決定をする」に、「必要に応じ」を「必要があると認めるときは」に改め、同条第 3 項中「(以下「奨学生」という。）」を削る。

第5条中「奨学生」を「被貸与者」に改める。

第6条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条中「及び第9条の規定により奨学金の貸与の決定を取り消し、若しくは休止及び保留したときは、当該奨学生」を「の規定により奨学金の貸与の決定を取り消し、又は条例第9条の規定により奨学金の貸与を休止し、若しくは保留したときは、奨学金貸与取消等決定通知書（様式第6号）により当該被貸与者」に改める。

第7条を次のように改める。

（借用証書）

第7条 被貸与者は、奨学金を貸与する期間が満了し、又は条例第8条の規定により奨学金の貸与の決定が取り消されたときは、直ちに奨学金借用証書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

第8条中「均等払方法」を「均等払その他管理者が認める方法」に改め、同条に次の1項を加える。

2 被貸与者は、奨学金を返還するときは、奨学金返還届（様式第7号の2）を管理者に提出しなければならない。

第9条の見出し中「返還猶予」を「返還債務の履行猶予」に改め、同条中「返還の猶予」を「返還債務の履行の猶予」に改める。

第10条の見出し中「返還猶予」を「返還債務の履行猶予」に改め、同条中「を受理した」を「の提出があった」に、「奨学金返還猶予決定通知書」を「奨学金返還猶予（不承認）決定通知書」に改める。

第12条中「を受理した」を「の提出があった」に、「奨学金返還免除決定通知書」を「奨学金返還免除（不承認）決定通知書」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条第1項各号列記以外の部分中「奨学生」を「被貸与者」に改め、「に至った」を削り、「ときは」の次に「、変更事項等届（様式第12号）

にその該当する事実を証明する書類を添えて」を加え、同項第7号を次のように改め、同項第8号を削る。

(7) 連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。

第14条第2項中「奨学生」を「被貸与者」に、「連帯保証人」を「連帯保証人は、その死亡」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加え、同条を第15条とする。

2 被貸与者は、市立病院以外の医療機関において臨床研修、専門研修若しくは条例第10条第3号の研修等を開始し、又は研修先を変更したときは、研修等開始届（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に届け出なければならない。

(1) 医師免許証の写し（臨床研修を開始した場合に限る。）

(2) 就業証明書又は雇用契約書の写し

3 現に奨学金の貸与を受け、又は返還債務の履行の猶予を受けている被貸与者（市立病院に勤務している者を除く。）は、毎年度、管理者が定める日までに、現況届（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に届け出なければならない。

(1) 在学証明書（被貸与者が学生である場合に限る。）

(2) 成績証明書（被貸与者が学生である場合に限る。）

(3) 就業証明書又は雇用契約書の写し（被貸与者が医師である場合に限る。）

第13条第2項を削り、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（勤務期間の計算）

第13条 条例第11条第1項第1号の勤務期間は、市立伊勢総合病院（以下「市立病院」という。）の医師又は看護師となった日の属する月から市立病院の医師又は看護師でなくなった日の属する月の前月（その日が月

の末日であるときは、その日の属する月)までの月数により計算するものとする。

- 2 勤務期間に休職(業務に起因する休職を除く。)、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条に規定する育児休業、家族が傷病により看護を必要とする場合における職務に専念する義務の免除又は停職(以下「休職等」という。)の期間があるときは、休職等の期間の開始の日の属する月から休職等の期間の終了の日の属する月の前月(休職等の期間の終了の日が月の末日の場合は、休職等の期間の終了の日の属する月)までの月数を前項の規定により計算した勤務期間から控除するものとする。この場合において、休職等の期間が終了した月において再び休職等の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。
- 3 伊勢市病院企業職員就業規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号)第7条の規定によりその例によることとされる伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号)の規定により介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間があるときは、当該期間(月により期間を計算する場合にあっては、民法(明治29年法律第89号)第143条の規定により計算するものとし、1月に満たない期間がある場合及び1時間を単位とする期間がある場合にあつては、これらの期間を合算するものとし、日を月に換算するときは30日をもって1月とし、時間を日に換算するときは7時間45分をもって1日として計算するものとし、1月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を第1項の規定により計算した勤務期間から控除するものとする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員又は同法第17条に規定する短時間勤務をしている職員として在職した期間があるときは、当該期間から当該期間に算

出率（伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 29 号）第 17 条の規定により読み替えられた伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）第 6 条第 4 項に規定する算出率をいう。）を乗じて得た期間を控除して得た期間（30 日をもって 1 月として計算するものとし、1 月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を第 1 項の規定により計算した勤務期間から控除するものとする。

様式第 1 号を次のように改める。

奨学金貸与申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市病院事業管理者

申請者氏名

⑩

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

奨学金の種類		<input type="checkbox"/> 医師奨学金		<input type="checkbox"/> 看護師奨学金	
申請に関する期間		年 月 日から		年 月 日まで	
本人	ふりがな			生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名				
	現住所 及び電話番号	〒 ()			
	帰省先住所 及び電話番号	〒 ()			
	在学している学校	名称		入学(入所)年月	年 月
所在地			卒業予定年月	年 月	
連帯保証人	上記の者が貸与を受ける奨学金の返還については、本人と連帯して債務を負担します。				
			連帯保証人		連帯保証人
	ふりがな				
	氏名			⑩	
	生年月日	年 月 日 (満 歳)		年 月 日 (満 歳)	
	住所	〒		〒	
	電話番号				
	職業				
本人との関係					
添付書類	申請者の在学証明書 申請者の履歴書 申請者の住民票の写し（世帯全員を記載したもの） 連帯保証人の前年の所得を証明する書類 その他（)				

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第1号の2（第3条関係）

連帯保証人変更届

年 月 日

（宛先）伊勢市病院事業管理者

申請者又は被貸与者氏名

㊞

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

連帯保証人	上記の被貸与者が貸与を受け、又は受けた奨学金の返還については、本人と連帯して債務を負担します。		
	ふりがな		
	氏名	㊞	
	生年月日	年 月 日（満 歳）	
	住所	〒	
	電話番号	（ ）	
	職業		本人との関係

- 1 変更年月日
- 2 変更の事由
- 3 添付書類
連帯保証人の前年の所得を証明する書類

様式第 3 号から様式第 7 号までを次のように改める。

誓約書

私は、奨学金の貸与を受けるに当たり、市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例及び市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名 _____ (印)

連帯保証人

住 所

氏 名 _____ (印)

連帯保証人

住 所

氏 名 _____ (印)

(宛先) 伊勢市病院事業管理者

奨学金口座振込依頼書

年 月 日

(宛先) 伊勢市病院事業管理者

被貸与者

住 所

氏 名 _____ (印)

奨学金を下記の口座に振り込んでください。

- 1 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫
_____ 本店・支店・出張所
- 2 種類 普通 ・ 当座
- 3 口座番号 _____
- 4 口座名義人 フリガナ
(本人名義) 氏 名 _____

奨学金貸与辞退届

年 月 日

（宛先）伊勢市病院事業管理者

被貸与者
住 所

氏 名 _____ ㊞

連帯保証人
住 所

氏 名 _____ ㊞

連帯保証人
住 所

氏 名 _____ ㊞

下記のとおり、奨学金の貸与を辞退しますので届け出ます。

記

- 1 辞退年月日
- 2 辞退の理由

様

伊勢市病院事業管理者



奨学金貸与取消等決定通知書

奨学金の貸与について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	取消 ・ 休止 ・ 保留
決定年月日	年 月 日（ 年 月分から）
返還額	円
休止期間 又は 保留期間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

印紙

奨学金借用証書

金 _____ 円也

上記金額を市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例に基づき、 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月までの期間、奨学金として貸与を受けました。

また、連帯保証人は、被貸与者と連帯して奨学金の返還及び利息の支払いの債務を負担することを誓約します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

被貸与者
住 所

氏 名 _____ (印)

連帯保証人
住 所

氏 名 _____ (印)

連帯保証人
住 所

氏 名 _____ (印)

(宛先) 伊勢市病院事業管理者

様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第7号の2（第8条関係）

奨学金返還届

年 月 日

（宛先）伊勢市病院事業管理者

住 所
被貸与者
氏 名 ⑩

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例第12条の規定により、次のとおり、奨学金を返還します。

返還金額	円
返還方法	1 一括払い 2 月賦の均等払方法 3 半年賦の均等払方法 4 その他（ ）
返還開始年月日	年 月 日
完済予定年月日	年 月 日

様式第 8 号から様式第 11 号までを次のように改める。

第 号
年 月 日

様

伊勢市病院事業管理者



奨学金返還猶予（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請がありました奨学金の返還債務の履行の猶予については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	猶予する	猶予しない
決定年月日	年 月 日	
返還猶予金額		円
返還猶予期間	年 月から	在 職 中 年 月まで
猶予しないこととなった理由		

奨学金返還免除申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市病院事業管理者

被貸与者氏名

㊞

奨学金の返還債務の免除を受けたいので、市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

貸与決定年月日	年 月 日
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
貸与決定総額	円
返還済及び返還免除済額	円
未 返 還 額	円
返還免除申請額	円
この申請で返還債務の免除の計算の対象とする期間	箇月（ 年 月から 年 月まで）
過去に返還債務の免除の計算の対象とした期間	箇月（ 年 月から 年 月まで）
休職等返還債務の免除の計算の対象とならない期間	箇月（ 年 月から 年 月まで）
本 人	ふりがな
	氏 名
	生年月日
	住 所
	電話番号
免除該当事項	
添付書類	免除の理由を証明する書類

第 号
年 月 日

様

伊勢市病院事業管理者



奨学金返還免除（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請がありました奨学金の返還債務の免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分		免除する	免除しない
承認内容	免除の対象となった奨学金	貸与済総額	円
		返還済及び返還免除済額	円
		免除申請額	円
	返還免除決定額		円
	要返還額		円
免除決定額の算出基礎			
免除しないこととなった理由			

様式第 11 号の次に次の 3 様式を加える。

変更事項等届

年 月 日

（宛先）伊勢市病院事業管理者

被貸与者氏名

㊞

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出内容	<input type="checkbox"/> 氏名の変更 <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 修学に堪えない程度の心身の故障 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> 休学 <input type="checkbox"/> 停学処分 <input type="checkbox"/> 復学 <input type="checkbox"/> 留年 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の氏名の変更 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の住所の変更			
変更等の年月日	年 月 日			
ふりがな 氏 名	新		旧	
住 所	新		旧	
停学処分の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
添付書類	届出に係る事実を証明する書類			

研修等開始届

年 月 日

（宛先）伊勢市病院事業管理者

被貸与者氏名

㊞

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

研修区分	臨床研修 ・ 専門研修 ・ 管理者が認める研修等
開始年月日	
プログラム名	
研修等を行う 医療機関名	
研修等を行う 医療機関の 所在地	
添付書類	医師免許証の写し（臨床研修を開始したときに限る。） 就業証明書又は雇用契約書の写し

現況届

年 月 日

（宛先）伊勢市病院事業管理者

被貸与者氏名

㊞

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程第15条第3項の規定により、次のとおり 年4月1日現在の状況を届け出ます。

ふりがな		
氏名		
現住所		〒
		電話番号
帰省先住所		〒
		電話番号
E-mail		PC : 携帯 :
学生	学校名	第 学年 (年4月1日現在)
	在学状況	修学中・休学中・停学中・その他 ()
医師	プログラム名	
	研修状況	研修中・休止中・その他 ()
	業務従事先 医療機関名	
国家試験 受験生	現況	
添付書類		在学証明書及び成績証明書（被貸与者が学生である場合に限る。） 就業証明書又は雇用契約書の写し（被貸与者が医師である場合に限る。） （毎年4月1日以降に発行したものに限る。）

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 3 月 30 日

伊勢市病院事業管理者 藤本 昌雄

伊勢市病院事業管理規程第2号

市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第4号中「地域医療連携係」を「地域連携係 患者相談係」に改める。

第7条の表地域医療連携課の部を次のように改める。

地域医療連携課

地域連携係

- (1) 紹介患者の受入れに関する事。
- (2) 地域包括ケアに関する事。
- (3) 地域医療交流に関する事。
- (4) 病床機能報告に関する事。
- (5) その他地域医療連携に関する事。

患者相談係

- (1) 患者の医療相談及び苦情に関する事。
- (2) 紹介患者受入れ後の連絡調整に関する事。
- (3) 患者等に係る医療機関等との連絡調整に関する事。
- (4) 入退院の支援に関する事。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 3 月 30 日

伊勢市病院事業管理者 藤本 昌雄

伊勢市病院事業管理規程第 3 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項を削る。

附則第 11 項の見出し中「平成 30 年 3 月」を「平成 31 年 3 月」に改め、同項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に、「第 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 9 条」に、「「0」を「、0」に改める。

附 則

（施行期日等）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市告示第 25 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市宮宇治駐車場の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 30 年 3 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市船江 1 丁目 18 番 16 号

東海警備保障株式会社 伊勢支店

代表取締役 土井 盟子

2 委託期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 26 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

平成 30 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 森 孝 司

伊勢市柏町 554 番地 1

変更後 中 井 栄 一

伊勢市柏町 545 番地

伊勢市告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

平成 30 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 28 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 216 号) 第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成29年度 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年伊勢市条例第216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

※なお、国・類似団体等の比較資料が提供されていないので、現在は空白になっております。資料が提供され次第、掲載いたします。

○伊勢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

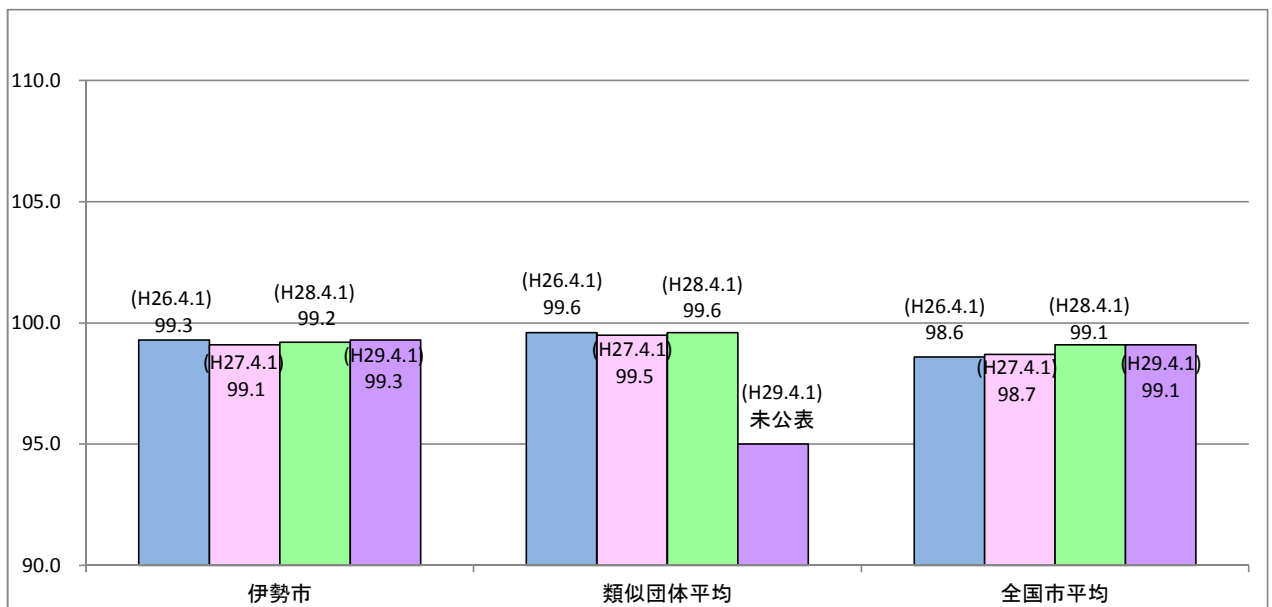
区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度人件費率
28年度	人 128,800	千円 49,963,775	千円 873,326	千円 7,964,238	% 15.9	% 15.8

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 953	千円 3,520,312	千円 697,677	千円 1,374,447	千円 5,592,436	千円 5,868	

- (注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（平成29年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 一般行政職給料表の状況(平成29年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
最高号給の給料月額	246,600	303,400	349,200	380,200	392,200	409,400	444,100	467,800

3 一般行政職給料表の状況(平成29年4月1日現在)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	42.2 歳	324,900 円	399,705 円	348,748 円
三重県	43.7 歳	347,677 円	443,324 円	—
国	歳	円	—	円
類似団体	歳	円	円	円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	49.3歳	107人	323,700円	351,582円	333,364円
うち用務員	53.8歳	10人	347,500円	366,560円	356,320円
うち清掃職員	51.1歳	42人	337,800円	368,789円	349,781円
うち学校給食調理員	44.2歳	20人	291,400円	308,575円	295,435円
三重県	51.5歳	—	350,574円	406,054円	—
国				—	
類似団体					

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

(2) 職員の初任給の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	184,800 円	189,200 円	178,200 円
	高校卒	155,800 円	154,900 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	153,000 円	154,900 円	－ 円
消 防 職	大学卒	197,500 円	－ 円	－ 円
	高校卒	167,600 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成29年4月1日現在)

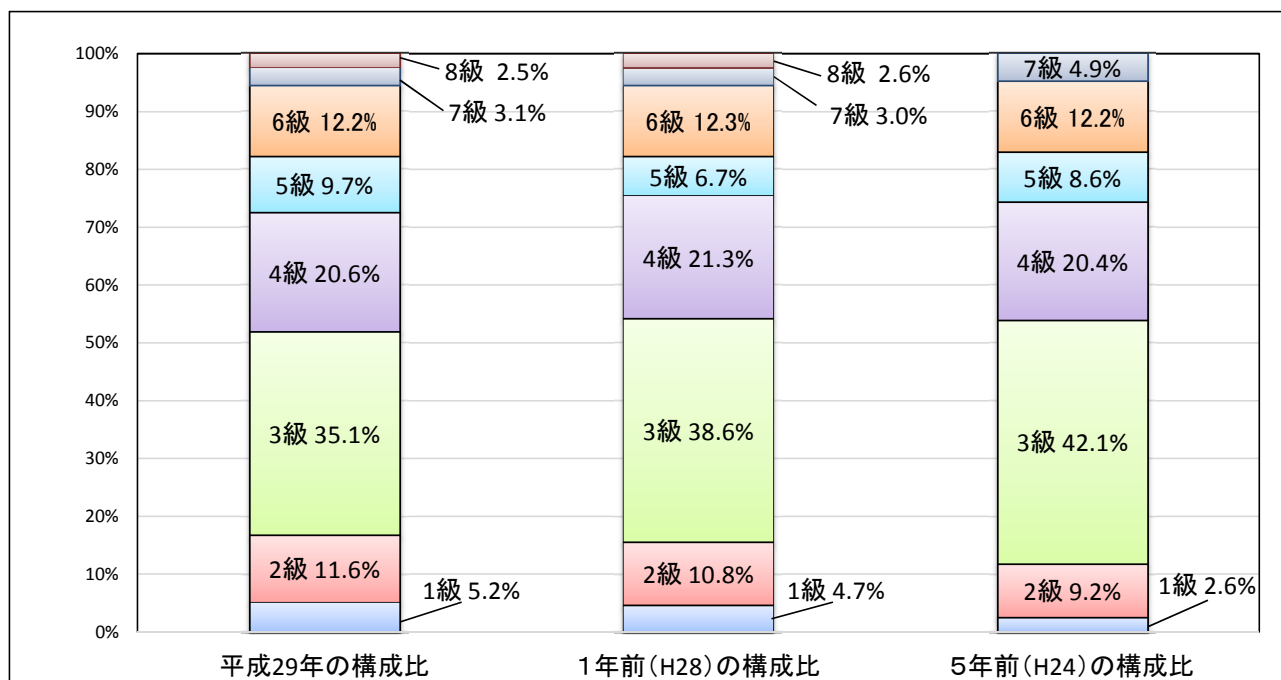
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	250,100 円	296,900 円	339,750 円
	高校卒	224,500 円	266,000 円	306,200 円
技能労務職	高校卒	209,800 円	257,300 円	290,300 円
	中学卒	194,300 円	230,600 円	287,200 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職 員	25 人	5.2 %
2 級	職 員	55 人	11.6 %
3 級	主 事	167 人	35.1 %
4 級	係 長	98 人	20.6 %
5 級	課長補佐	46 人	9.7 %
6 級	課 長	58 人	12.2 %
7 級	次 長	15 人	3.1 %
8 級	部 長	12 人	2.5 %
合 計		476 人	100.0 %

(注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	伊勢市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

伊勢市				三重県				国			
1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,432 千円				1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,671 千円				-			
(28年度支給割合)				(28年度支給割合)				(28年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.70	月分	2.60	月分	1.70	月分	2.60	月分	1.70	月分
(1.45)	月分	(0.80)	月分	(1.45)	月分	(0.80)	月分	(1.45)	月分	(0.80)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	伊勢市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○		○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用		○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

伊勢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		4,267千円			
(定年ほか)		20,545千円			

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成28年度の状況を掲載しています。

(3) 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		1,770 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		253 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一級地(東京都特別区)	20 %	1 人	20 %
六級地(三重県津市)	6 %	6 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		26,521 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		42,096 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		42.5 %	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	税務関係・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
こども発達支援施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・清掃課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00~5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	310,722 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	363 千円
支給実績(27年度決算)	342,455 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	403 千円

(6) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 10,000円 子 8,500円 上記以外の被扶養者 6,500円 ※ 配偶者のない場合の1人目 子 10,000円 子以外 9,000円 ・16～22歳の子に対し 5,000円加算	同じ		108,638 千円	242,496 円
住居手当	◎借家・借間 ・家賃12,000円以下 支給無し ・12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円) ・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円	同じ		39,569 千円	297,511 円
通勤手当	公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円) 交通用具(自転車等) 利用者 2km未満 支給無し 2～3km未満 2,500円 3～4km未満 3,500円 4～5km未満 4,300円 5～6km未満 4,600円 6～7km未満 4,900円 7～8km未満 5,200円 8～10km未満 5,500円 10～15km未満 7,600円 15～20km未満 9,000円 20～25km未満 10,400円 25～30km未満 11,800円 30～35km未満 13,200円 35～40km未満 14,600円 40～45km未満 15,900円 45～50km未満 17,700円 50～55km未満 19,500円 55～60km未満 21,300円 60km以上 23,100円	異なる	交通用具利用者 2km未満…支給無し 2～5km未満 …2,000円 5～10km未満 …4,200円 10～15km未満 …7,100円 15～20km未満 …10,000円 20～25km未満 …12,900円 25～30km未満 …15,800円 30～35km未満 …18,700円 35～40km未満 …21,600円 40～45km未満 …24,400円 45～50km未満 …26,200円 50～55km未満 …28,000円 55～60km未満 …29,800円 60km以上…31,600円	54,354 千円	69,685 円
休日給	<ul style="list-style-type: none"> 休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) 時間外勤務単価×135/100 	同じ		62,319 千円	472,117 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき 時間外勤務単価×25/100 	同じ		29,655 千円	188,887 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 部長 月額 69,000円 次長・参事 月額 55,000円 課長 月額 49,000円 副参事 月額 40,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額に対する支給割合 7級(伊勢部長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	57,378 千円	597,683 円
管理職員 特別勤務手当	(管理職員が休日に勤務を命ぜられたとき) ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円 (管理職員が休日以外の日の深夜に災害等により勤務を命ぜられたとき) ・課長職1回 3,500円 ・部長職1回 4,300円 (6時間超の場合は150/100を乗じる)	異なる	(休休日) ・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 (休休日以外の日) ・1種 6,000円 ・2種 5,000円 ・3種 4,300円 ・4種 3,500円 ・5種 3,000円 (6時間を超えた場合は150/100を乗じる)	6,750 千円	66,833 円

6 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	780,000 円	円/	円
	教 育 長	678,000 円	円/	円
報 酬	議 長	564,000 円	円/	円
	副 議 長	506,000 円	円/	円
	議 員	448,000 円	円/	円
期 末 手 当	市 長	(平成28年度支給割合) 4.3 月分	・役職加算 20%	
	副 市 長	4.3 月分	・役職加算 20%	
	教 育 長	4.3 月分	・役職加算 20%	
	議 長	(平成28年度支給割合) 3.25 月分	・役職加算 20%	
	副 議 長	3.25 月分	・役職加算 20%	
	議 員	3.25 月分	・役職加算 20%	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 450/100×在職年数×給料月額	(支給時期) 任期毎	
	副 市 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎	
	教 育 長	200/100×在職年数×給料月額	任期毎	

7 職員数の状況

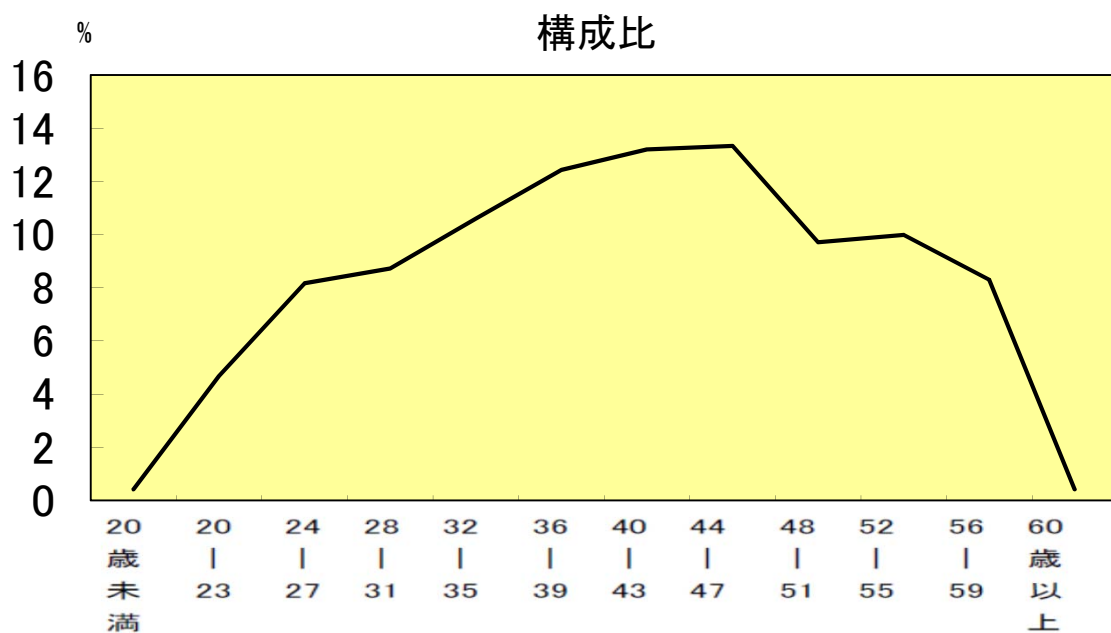
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成28年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	・福祉業務・国体関連事業の増による増 ・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制、組織の見直しなどによる減
	総 務	155	163	▲ 8	
	税 務	47	46	1	
	民 生	217	204	13	
	衛 生	85	90	▲ 5	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	24	23	1	
	商 工	40	32	8	
土 木	89	84	5		
	小 計	666	651	15	
特 別 行 部 政 門	教 育	101	103	▲ 2	・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減
	消 防	196	200	▲ 4	
	小 計	297	303	▲ 6	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	358	357	1	・看護師の採用による増
	水 道	37	37	0	
	下 水 道	32	32	0	
	そ の 他	42	41	1	
	小 計	469	467	2	
合 計		1,432	1,421	11	

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の数を含まれていません。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	67人	117人	125人	152人	178人	189人	191人	139人	143人	119人	6人	1,432人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		657	640	641	643	651	666	9 (1.4%)
教育		131	123	119	107	103	101	▲ 30 (▲ 22.9%)
消防		189	189	189	196	200	196	7 (3.7%)
普通会計計		977	952	949	946	954	963	▲ 14 (▲ 1.4%)
公営企業等会計計		434	438	448	469	467	469	35 (8.1%)
総合計		1,411	1,390	1,397	1,415	1,421	1,432	21 (1.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	2,223,642	481,670	232,891	10.5	11.2

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費75,774千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
28年度	37人	146,253	25,100	57,450	228,803	6,184

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	45.09 歳	338,114 円	503,769 円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成28年度)				1人当たり平均支給額(平成28年度)			
1,553 千円				1,432千円			
(平成28年度支給割合)				(平成28年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.6(1.45) 月分	1.7(0.8) 月分		計	2.6(1.45) 月分	1.7(0.8) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~15%				・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当 (平成29年4月1日現在)

伊 勢 市(水道事業)				伊 勢 市(全体)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分		勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分		勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分		勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分		最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
(定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)				(定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			
1人当たり平均支給額		(自己都合) 退職者なし		1人当たり平均支給額		(自己都合) 4,267千円	
		(勸奨・定年) 20,480千円				(勸奨・定年) 20,545千円	

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成28年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)		1,103 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		41,604 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		71.6 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	12,569 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	370 千円
支給実績(27年度決算)	8,802 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	251 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			5,028 千円	209,500 円
住居手当	一般会計に同じ			1,282 千円	256,420 円
通勤手当	一般会計に同じ			3,158 千円	85,341 円
管理職手当	一般会計に同じ			1,909 千円	636,280 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			51 千円	17,100 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	3,338,091	272,893	203,027	6.1	5.8

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費 96,441千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
28年度	32人	122,060	20,440	47,980	190,480	5,953

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	40.10 歳	322,870 円	476,642 円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成28年度)				1人当たり平均支給額(平成28年度)			
1,499千円				1,432千円			
(平成28年度支給割合)				(平成28年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.6(1.45) 月分	1.7(0.8) 月分		計	2.6(1.45) 月分	1.7(0.8) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

伊 勢 市(下水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	12,691千円	1人当たり平均支給額	(自己都合)	4,267千円
	(勸奨・定年)	26,125千円		(勸奨・定年)	20,545千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成28年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)		42 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		4,160 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		31.3 %	
手当の種類(手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	庁外において、滞納整理事務に直接従事したとき	日額 400円
		事業の用に供する土地若しくは建築物の取得等若しくはこれらに伴う物件の移転又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る当該土地若しくは建築物の所有者等又は被補償者等との交渉事務に従事したとき	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集若しくは運搬、溝渠の清掃又は汚土の運搬若しくは処分の作業に従事したとき	日額 500円
		下水道法の規定による立入検査に従事したとき	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	9,116 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	326 千円
支給実績(27年度決算)	6,767 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	233 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			5,521 千円	230,021 円
住居手当	一般会計に同じ			543 千円	271,500 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,614 千円	93,374 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,488 千円	622,005 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			116 千円	29,000 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	6,240,937	49,517	3,770,719	60.4	59.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費28,764千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	355人	1,359,790	642,133	561,151	2,563,074	7,220

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含まない。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市 (病院事業)	医師	43.8 歳	559,759 円
	看護師	40.8 歳	307,125 円
	事務職	36.6 歳	315,049 円
事業者	69.0 歳		2,165,140 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(病院事業)				伊勢市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成28年度)				1人当たり平均支給額(平成28年度)			
1,567千円				1,432千円			
(平成28年度支給割合)				(平成28年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.70	月分	2.60	月分	1.70	月分
計 (1.45)	月分	(0.8)	月分	計 (1.45)	月分	(0.8)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~15%				・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から経営推進部管理職員等を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当 (平成29年4月1日現在)

伊勢市(病院事業)			伊勢市(全体)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			(定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	884千円	1人当たり平均支給額	(自己都合)	4,267千円
	(応募認定・定年)	24,416千円		(応募認定・定年)	20,545千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成28年度の状況を掲載しています。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(平成28年度決算)		41,798 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		928,844 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師	16 %	45 人	0 %

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)		334,409 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		934,103 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		15種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師確保手当	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師	月額 200,000円
医師診療手当	医師及び歯科医師	副院長 理事、医療部長、健診センター長 及び医療技術部長	月額 140,000円 月額 130,000円
		科部長及び科副部長 医長及び医員	月額 120,000円 月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学の調査及び研究に従事する 医師及び歯科医師	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練 士、看護師及び准看護師	臨床検査、臨床工学、視能訓練、 手術、人工透析業務に従事した 場合	日額 400円
	助産師	助産師業務に従事した場合	日額 400円
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理 士、一般技術員、栄養士、看護補助者及び 調理師	病院業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、その他放射線業務 に従事する職員	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師、准看護師及び看護補助者	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振 られた場合 (午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 深夜の勤務時間が2時間以上 勤務1回 3,300円
待機手当	医師及び歯科医師	救急患者等に対処するため、 自宅等で待機をした場合	待機1回につき、1,200円。ただし、次の 各号に掲げる場合にあっては、当該各 号に定める待機1回につき10,000円 (1) 当該月に当番日(休日及び夜間) において入院治療を必要とする重症救急 患者の医療を確保するため、地域内の 病院群が共同連帯して輪番制方式によ り行う事業の実施日をいう。以下同じ。)の 宿日直勤務が無い場合であって、当 番日に1月当たり3回以上待機したとき 3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1 回の場合であって、当番日に1月当たり 2回以上待機したとき 2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2 回以上の場合であって、当番日に待機 したとき 当番日の待機
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理 士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技 師、助産師、看護師及び准看護師		待機1回につき 1,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	健診センター職員	土曜日に人間ドック業務に従事した場合	日額 300円
	看護部の職員	早番又は遅番勤務に従事した場合	
	栄養管理室に勤務する職員	早番勤務に従事した場合	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事した場合	患者1人につき 3,000円
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事した場合	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	124,737 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	371 千円
支給実績(27年度決算)	132,707 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	398 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			33,124 千円	223,811 円
住居手当	一般会計に同じ			23,551 千円	314,013 円
通勤手当	一般会計に同じ			21,918 千円	73,060 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・副院長 146,400円 ・医師部長級 90,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 医療職俸給表(一) 5級(伊勢副院長、医師部長級) <ul style="list-style-type: none"> ・1種 146,400円 行政職俸給表(一) 8級(伊勢市部長級) <ul style="list-style-type: none"> ・1種 116,800円 ・2種 94,000円 ・3種 82,200円 行政職俸給表(一) 7級(伊勢市次長級) <ul style="list-style-type: none"> ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 行政職俸給表(一) 6級(伊勢市課長級) <ul style="list-style-type: none"> ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	17,273 千円	785,136 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 10,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ 	同じ		411 千円	18,682 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			24,040 千円	176,765 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 平日20,000円 休日25,000円 月3回以上30,000円 ・初期研修医 1回 20,000円 ・その他職員 1回 5,900円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 20,000円 ・その他病院職員 1回 5,900円 	20,873 千円	316,258 円

○ 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

○ 休業の状況

(1) 育児休業の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	育児休業	部分休業
市長部局など	35	24
教 育	2	0
合 計	37	24

○ 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成28年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局など	0	0	12	12
教 育	0	0	0	0
合 計	0	0	12	12

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（平成28年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局など	0	1	0	0	1
教 育	0	0	0	0	0
合 計	0	1	0	0	1

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

○ 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

○ 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

平成28年4月1日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、伊勢市においても退職管理の適正化を確保を図っています。

○ 職員の研修の状況

(1) 研修実施状況（平成28年度）

① 市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
管理職研修（タイムマネジメント研修）	89	1
管理職研修（女性活躍推進研修）	81	1
課長級研修（コーチング研修）	65	1
部長級～係長級研修（ハラスメント防止研修）	394	1
人事評価者研修	17	1
保育所危機管理研修	179	1
平成24年度新規採用職員研修（消防体験研修）	7	5
平成27年度採用職員研修（コミュニケーション研修）	16	1
平成27年度採用職員研修（事業創造研修）	19	2
新規採用職員 採用時研修	39	5
新規採用職員研修（公務員倫理）	25	1
新規採用職員研修（総合案内研修）	24	1
新規採用職員研修（ごみ収集研修）	26	1
新規採用職員研修（道路維持パトロール研修）	25	1
新規採用職員研修（福祉施設体験研修）	26	2
目からうろこ研修①	87	1
目からうろこ研修②	93	2
目からうろこ研修③	92	3
目からうろこ研修④	77	4
目からうろこ研修⑤	107	5
英会話研修	13	1
女性活躍推進研修	47	1
人材育成カレッジ	688	23
計	2,236	

②派遣研修

派遣先	派遣人数
市町総合事務組合	97
自治大学校	2
市町村アカデミー	1
国際文化アカデミー	6
日本経営協会 (NOMA)	35
三重県地方自治研究センター	7
その他研修	24
合計	172

○ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (平成28年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等にかかる経費の一部を助成しています。	6,528千円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

○ 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（平成28年度実績）

業務の種類別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢市告示第 29 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 30 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

平成 30 年 4 月 2 日（月曜日）から 5 月 1 日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時までとする。

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 30 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 30 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
株式会社 元気ひろば
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 元気ひろばデイサービス
所在地 伊勢市大世古 1 丁目 8 番 7 号
- 3 指定の年月日
平成 30 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 31 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び同法第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 及び同規則第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 30 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称
株式会社 みえ親孝行
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 グループホーム伊勢かわさき
所在地 伊勢市河崎 3 丁目 756 番 6
- 3 指定の年月日
平成 30 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

伊勢市告示第 32 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成 30 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

平成 30 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成30年3月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
239	ササキ工務店	伊勢市御菌町王中島 326番地1	平成30年2月28日

伊勢市上下水道事業告示第5号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成30年3月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
370	株式会社 ササキ工 務店	伊勢市御菌町王中 島326番地1	平成30年2月28日

伊勢市上下水道事業告示第6号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成30年3月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
86	大盛設備	伊勢市西豊浜町 1911 番地	平成30年2月23日

伊勢市上下水道事業告示第7号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成30年3月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
369	大盛設備	伊勢市西豊浜町 1911番地	平成30年2月23日

伊勢市公告第 22 号

公 示 送 達

下記の者の平成 29 年度市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び名称

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 23 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 3 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 30 年 3 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第 3 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）
- 2 案の公告日
平成 30 年 1 月 19 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部市民交流課に備えて縦覧に供します。

伊勢市公告第 24 号

公 示 送 達

下記の者の平成 28 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所又は所在地
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 25 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市観光振興基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 30 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市観光振興基本計画（案）
- 2 案の公告日
平成 30 年 1 月 19 日
- 3 提出された意見
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方
なし
- 5 案の修正内容
なし

伊勢市公告第 26 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 2 次伊勢市農村振興基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 30 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第 2 次伊勢市農村振興基本計画（案）
- 2 案の公告日
平成 30 年 1 月 19 日
- 3 提出された意見
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方
なし
- 5 案の修正内容
なし

伊勢市公告第 27 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 30 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
セゾンタウン公園	伊勢市勢田町 469 番地 87	121

供用開始の期日 平成 30 年 3 月 23 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 28 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 30 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (m ²)
川端公園	伊勢市川端町 312 番地 13	165

供用開始の期日 平成 30 年 3 月 23 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 29 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 30 号

都市公園の区域変更について

次のとおり都市公園の区域を変更するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

平成 30 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 区域を変更する都市公園の名称及び位置

名 称	位 置
朝熊山麓公園	伊勢市朝熊町字東谷 3477 番 2 ほか

2 変更に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持課において縦覧に供します。

3 供用開始の期日 平成 30 年 3 月 28 日

伊勢市公告第 31 号

都市公園の区域変更について

次のとおり都市公園の区域を変更するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

平成 30 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 区域を変更する都市公園の名称及び位置

名 称	位 置
倉田山公園	伊勢市楠部町 151 番 1、156 番 1、楠部町字丸山 156 番 17、楠部町字三尾三谷 159 番 1、159 番 12、159 番 13、黒瀬町字西池之尻 893 番 1、893 番 2 及び 894 番

2 変更に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持課において縦覧に供します。

3 供用開始の期日 平成 30 年 3 月 28 日

伊勢市公告第 32 号

第 3 次伊勢市総合計画基本構想・前期基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 3 次伊勢市総合計画基本構想・前期基本計画（案）を公表します。

なお、第 3 次伊勢市総合計画基本構想・前期基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 30 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 3 次伊勢市総合計画基本構想・前期基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 情報戦略局企画調整課
- (2) 総務部総務課
- (3) 伊勢市役所東庁舎 1 階
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御園総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所

- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 30 年 4 月 2 日（月）

至 平成 30 年 5 月 1 日（火）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第 3 次伊勢市総合計画基本構想・前期基本計画（案）」に対する意見として、伊勢市情報戦略局企画

調整課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市情報戦略局企画調整課 御菌総合支所3階

郵送 〒516-8501

伊勢市御菌町長屋1221 伊勢市役所 企画調整課

ファクシミリ 0596-28-2404

電子メール kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成30年5月1日(火)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市情報戦略局企画調整課 電話 0596-21-5510

伊勢市公告第 33 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 30 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 34 号

第 3 次伊勢市食育推進計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を健康福祉部健康課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第35号

伊勢市立地適正化計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表
します。

平成30年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置
いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 36 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市立地適正化計画（素案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市立地適正化計画（素案）
- 2 案の公告日
平成 30 年 2 月 5 日
- 3 提出された意見等の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市教育委員会公告第2号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり第3次伊勢市子ども読書活動推進計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成30年3月20日

伊勢市教育委員会
教育長 北村 陽

- 1 案の題名
第3次伊勢市子ども読書活動推進計画（案）
- 2 案の公告日
平成30年1月19日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市教育委員会事務局社会教育課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市監査委員公表第 1 号

平成 29 年度定期監査等結果（前期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 19 日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 野口 佳子

定期監査等結果（前期）に対する措置状況

【総務部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
総務課	（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。議会準備、例規審査業務や庁舎改修に伴う電算機器設定業務等が要因であるが、心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。	「実施中」 業務計画を立て効率よく事務を行い、事務量の削減に努めるとともに、全体の時間外勤務の削減及び一部の職員の過重勤務の平準化に努めます。
職員課	（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。	「実施中」 職員の心身の健康に配慮するとともに、事務の平準化等を図り、時間外勤務の削減に努めています。
管財契約課	（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。庁舎改修についてはスケジュール管理をしながら進める必要があり大変な業務であるものの、心身の健康には十分配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。	「実施中」 一部の職員に業務が集中することが無いよう、適時業務分担の見直し等を行っています。次年度は本庁舎改修後の各部署の引越しも予定されていますが、課内における業務の平準化を図り、引き続き時間外勤務の削減に努めます。
課税課	（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。賦課時期に業務が集中することが要因であるが、心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。	「実施中」 繁忙期における業務内容や業務量と職員数とのバランス、業務スケジュール及び電算システムにおける対応等の見直しを行い、全体の時間外勤務時間数の更なる削減及び一部の職員にのみ過重勤務とならないよう、引き続き課内の協力体制に取り組み、業務の平準化に努めます。

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
こども課	（１）保育所が保護者から集金する負担金で、職員による立替払い、長期の現金保管、通帳と現金出納簿の不一致が一部の保育所でみられた。現金の取扱いは公金に準ずるものとして細心の注意を払い適正な管理を徹底されたい。	「実施中」 保育所の主食費における現金取扱いについて、公立保育所長会において、適正に管理を行うよう課長の方から注意、指導を行うとともに、指摘を受けた保育所長から内容の報告を行い情報の共有を行うことで周知徹底を行いました。今後も定期的に

		注意喚起して適正な管理を徹底してまいります。
--	--	------------------------

【産業観光部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
商工労政課	（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。お伊勢さん菓子博の開催等が主な要因ではあるが、心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。	「措置済み」 今後も職員の健康面に十分配慮しながら、業務管理を徹底し、時間外の削減に努めます。なお、特定の係や職員への時間外勤務の集中による負担を軽減するため、係間での協力体制を整え時間外勤務の平準化を図るようにしました。
農林水産課	（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴う承継事務や農村振興基本計画の見直し事務が要因であるが、心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。 また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。 （２）事務補助団体の経理において、出納簿（差引簿）の未作成や議事録の作成に不備な取り扱いが見受けられた。公務に準じた適正な事務処理をされたい。	「実施中」 日々の業務の優先順位、業務の簡素化等について見直す中で、削減に努めています。 また、事務分担の平準化については、課内の各係間で分担可能な事務について、再度調整を行いながら対応していきます。 「措置済み」 事務補助団体の経理について、経理簿を作成し、是正を行いました。また、議事録の作成についても見直すとともに、是正を行いました。
観光振興課	（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。花火大会やサッカー大会等のイベント業務が要因であるが、外部に委託できるものがないか業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。 （２）事務補助団体の経理において、通帳と決議書、出納簿（差引簿）の日付の不整合や差引簿への記入	「検討中」 外部への委託も含め業務の見直しを検討中です。 「措置済み」 公務として事務局を担っていることから、伊勢市会計規則に準じ、適切な処理を

	漏れの不備な取り扱いが見受けられた。公務に準じた適正な事務処理をされたい。	行うよう改善済みです。
観光誘客課	(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。会計検査対応のための前年度決算業務が主な要因であるが、心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。	「実施中」 業務の見直しとともに、事務分担を標準化させるよう取り組んでいます。

【会計課】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
会計課	(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。指定金融機関選定や書類審査業務が主な要因であるが、心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。	<p>「実施中」</p> <p>出納閉鎖期日までの 4 月・5 月は、新旧年度の業務が重なり、例年、時間外勤務が必要となっています。</p> <p>本年度は、通常の業務に加え指定金融機関の選定業務や庁舎改修に伴う引越し作業などがあり、時間外勤務が多くなったものです。</p> <p>審査係においては、支払いに係る各課の書類に誤り等が多く散見していましたが、各課が作成する書類の一部を統一したため、現在統一した部分については、大幅に誤りが減となりました。また、書類審査の基準設定や会計課提出締切日の変更など時間外削減に向け業務改善に取り組んでいます。今後についても、書類の作成方法等の通知を随時行うなど事務の標準化に努めていきます。</p> <p>出納係においては、通常の業務である収入締め作業の効率化を始めとし事務改善を行いました。今後は、随時業務の更なる改善を行うことにより、時間短縮を図り、繁忙期である 4 月・5 月の時間外勤務の削減に努めていきます。</p>

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
総務課	<p>（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。新病院建設業務が主な要因であるが、心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。</p> <p>（２）資金前渡に関して、精算処理の誤り、出金明細が不明確なもの、精算報告書の整理不備が見受けられた。現金事故防止の観点からも適正な会計処理に留意されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>新病院建設業務及び、台風における災害対応のために、一時的に時間外勤務が 60 時間を越える月がありましたが、12 月以降は減少しています。今後も適正な労働時間管理に努めます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>指摘事項については、適正に処理しました。今後は伊勢市病院事業会計規程に基づき適正な事務処理に努めます。</p>

【議会事務局】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
議会事務局	<p>（１）行政視察の復命書が期限を過ぎて作成されている。視察の報告書と復命書に分ける等、起案方法を検討されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>今後は、行政視察の復命書と報告書を分けて起案することとします。また、復命書の期限については、職員服務規程に基づき適正な事務処理に努めます。</p>

【農業委員会事務局】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
農業委員会事務局	<p>（１）農業委員分の農業新聞代が一部公費で支払われているが、その理由が支出伺いに記載されていない。決裁を経た上で支払うよう今後改善されたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>農業新聞代の支払いについては年度当初に一括決裁を得ているが、次年度分から負担理由を記載するようにします。</p>

伊勢市監査委員公表第 2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成30年3月28日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	野	口	佳子

平成 29 年度

定期監査等結果報告書（後期）

伊勢市監査委員

目 次

1	実 施 期 間	1 頁
2	実施期日及び対象箇所	1 頁
3	監 査 の 対 象 事 務	2 頁
4	監 査 の 方 法	2 頁
5	監 査 の 主 眼	2 頁
6	監 査 の 結 果	2 頁
	情 報 戦 略 局	3 頁
	環 境 生 活 部	3 頁
	健 康 福 祉 部	4 頁
	選挙管理委員会事務局	5 頁
	都 市 整 備 部	5 頁
	二 見 総 合 支 所	6 頁
	小 俣 総 合 支 所	6 頁
	上 下 水 道 部	6 頁
	教 育 委 員 会 事 務 局	6 頁
	消 防 本 部 (署)	8 頁
7	む す び	8 頁
	工 事 監 査	9 頁

平成 29 年度定期監査等結果報告書（後期）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、その結果を次のとおり報告する。

平成 30 年 3 月 28 日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 野 口 佳 子

1 実施期間

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 30 年 1 月 16 日から同年 2 月 9 日までの間で、期日を定めて監査を実施した。

2 実施期日及び対象箇所

実施年月日	対 象 箇 所
平成 30 年 1 月 16 日	交通政策課 基盤整備課 監理課 都市計画課
平成 30 年 1 月 17 日	維持課 用地課 建築住宅課 都市整備部現地視察(基盤整備課 準用河川菱川河川改良工事)
平成 30 年 1 月 18 日	財政課 広報広聴課
平成 30 年 1 月 19 日	企画調整課 情報調査室 教育総務課
平成 30 年 1 月 23 日	小俣小学校 小俣幼稚園 東大淀小学校 四郷小学校
平成 30 年 1 月 24 日	教育研究所 スポーツ課 市民交流課 戸籍住民課
平成 30 年 1 月 26 日	消防本部
平成 30 年 1 月 29 日	水道事業 下水道事業 二見総合支所生活福祉課
平成 30 年 1 月 30 日	人権政策課 環境課 清掃課 医療保険課
平成 30 年 1 月 31 日	小俣総合支所生活福祉課 秘書課 選挙管理委員会事務局 介護保険課 地域包括ケア推進課
平成 30 年 2 月 1 日	学校統合推進室 学校教育課 社会教育課 文化振興課

平成 30 年 2 月 2 日	厚生小学校 早修小学校 二見浦小学校 北浜中学校
平成 30 年 2 月 5 日	工事監査（上水道課 床ノ木水源地更新工事）
平成 30 年 2 月 6 日	北浜小学校 御菌中学校 伊勢宮川中学校 進修小学校
平成 30 年 2 月 7 日	生活支援課 福祉総務課
平成 30 年 2 月 9 日	こども課 高齢・障がい福祉課 健康課 こども発達支援室

3 監査の対象事務

平成 29 年 4 月から 9 月まで（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について、地方自治法第 199 条第 1 項の規定に基づき、また、行政の事務の執行について、同法同条第 2 項の規定に基づき実施した。

4 監査の方法

事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の審査を事務局職員が行った。

工事については抽出し、現場において説明を受けた。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、適法な会計処理がなされているか、公有財産、物品等の取得、管理が適正に行われているか、出納及び現金の保管は適正になされているか、負担金、補助金等が効率的に使われているか、また、前年度の指摘事項、意見について適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

6 監査の結果

所管する事務事業はほぼ滞りなく進められている。事務処理に軽微な間違いは見受けられるものの、おおむね適正に執行されていると認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりである。監査時に気付いた簡易な事項については、その都度確認の上、口頭で指摘し改善を必要とする項目については是正を指示した。

（全般的共通事項）

- (1) 事務事業においては進捗状況を確認するとともに、その目的の適正性と効果について聴き取った。また、関係諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたものの、おおむね良好に処理がなされていると認めるものである。
- (2) 長時間の時間外勤務については、全体的には減少傾向である。これは市役所全体の課題として取り組んだ成果として、所属や職員間に時間外勤務の抑制に対する意識が浸透したことが表れたものと思われる。ただ、一部の課においては課全体としては減少して

いるものの特定の職員が長時間勤務をしている例が見られた。課内での事務分担を図りたい。

- (3) 事務補助団体の経理事務について、処理方法に一部不備な取り扱いが見られた。公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。

また、補助金等については、交付目的に沿って使用されたかの履行確認を厳正に行われたい。

- (4) 会計事務について、依然として次のような不適切な処理が見られた。領収書の不備や未徴取、資金前渡の精算処理遅延、現金の長期保管、郵便切手受払簿の不備、支出負担行為の遅延、立替払いである。

作成書類の見直しを確実に行うとともに、会計規則等を十分理解し適正な処理をされたい。

- (5) 文書事務について、決裁日等の記載漏れ、決裁区分の誤りなどが散見された。

文書は行政事務の根幹であり、業務の結果を確認、検証する証拠となるものである。また、対外的な説明資料となるものであり、正確な記載、適正な保存をされたい。

(各課に関する事項)

情報戦略局

秘書課 情報調査室 企画調整課 財政課 広報広聴課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【情報調査室】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。調査業務や計画策定業務などが要因である。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。

【企画調整課】

意見

- (1) 定住自立圏構想事業の中には当市が全額負担しているものが見受けられる。業務の実態を把握し、圏域内市町に費用分担を求めることも検討いただきたい。

環境生活部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 清掃課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【市民交流課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。事業実施にかかるものが主な要因である。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。

- (2) 事務補助団体の経理において、現金の長期保管、繰越金の収入決議書作成漏れが見

受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。

- (3) いせ出会い支援センター運營業務委託において、仕様書に定められた報告書が提出されていない。仕様書どおり提出するよう求められたい。

意見

- (1) 出会い・結婚支援事業の「いせ出会い支援センター」の賃借料は当市のみが負担しているが、参加者の実態に合わせて、定住自立圏構想圏内の市町に費用分担を求めることも検討いただきたい。

- (2) 元気なまちづくり協働事業補助金において、資金使途が不明瞭なものが見受けられた。交付目的に沿っているか検証を行っていただきたい。

【人権政策課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体の経理において、立替払いが見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。

【環境課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。

健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 地域包括ケア推進課 生活支援課
福祉総務課 こども課 こども発達支援室 高齢・障がい福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【健康課】

指摘事項

- (1) がん検診委託料の振込において、多数の訂正処理が見受けられた。時間と労力を要することであり、十分注意をされたい。

- (2) 支出負担行為の遅延が複数見受けられた。事務のチェック体制を整え、防止策を講じられたい。

【医療保険課】

指摘事項

- (1) 口座振替納付事務手数料の支出において、資金前渡の精算処理が遅延しているものが見受けられた。会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

【地域包括ケア推進課】

指摘事項

(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。事業実施にかかるものが主な要因である。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。

(2) 資金前渡や旅費の概算払いにおいて、期限内に精算処理されていないものが見受けられた。会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

【生活支援課】

指摘事項

(1) 課長の復命書が本人決裁になっているものが見受けられた。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

【こども課（各保育所等を含む）】

指摘事項

(1) 研修会の参加負担金において、資金前渡の出金忘れにより立替払いしているものが見受けられた。会計規則に基づき、適正な会計処理をされたい。

意見

(1) 保育所での給食の取扱いについては、食物アレルギー児の対応や異物混入防止対策など日々取り組みを行っていただいているところであるが、乳幼児への安全安心な給食提供に今後もより一層慎重に取り組んでいただきたい。

【高齢・障がい福祉課】

指摘事項

(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。

(2) 郵便切手受払簿と現物に相違が見受けられた。切手は現金に準ずるものであり、厳正に管理されたい。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

また、意見については特に認められなかった。

指摘事項

(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。業務の性質上の事務集中ではあるが、業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。

都市整備部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 建築住宅課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

また、意見は特に認められなかった。

【基盤整備課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。

二 見 総 合 支 所

生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

小 俣 総 合 支 所

生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項は次に述べるとおりである。

また、意見は特に認められなかった。

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。契約事務など経常業務が要因となっている。業務分担や方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。
- (2) 復命書において、形式を満たしていないものが見受けられた。適正な事務管理をされたい。

上 下 水 道 部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項は次に述べるとおりである。

また、意見は特に認められなかった。

【水道事業】

指摘事項

- (1) 水道料金等徴収業務委託にかかる選定委員会について、報告書は作成されているものの、議事録が作成されていない。選定経過を市民に説明するためにも作成されたい。

教育委員会事務局

教育総務課 学校統合推進室 学校教育課 社会教育課 スポーツ課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は次に述べるとおりである。

【教育総務課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。契約事務や予算編成事務など経常業務が要因となっている。業務分担や方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。
- (2) 口座振替納付事務手数料の支出において、資金前渡の精算処理が遅延しているものが見受けられた。会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (3) 自動火災報知設備等保守点検業務委託において、実施報告書の提出が遅延しているものが見受けられた。仕様書に基づいた報告を指導されたい。

意見

- (1) トイレ設備について、家庭での洋式化が進んでいる。学校においても同様に設備の改修に努力願いたい。
- (2) 学校備品について、定価での購入に疑問を感じる事例が見受けられた。備品規格の選定の妥当性と価格について検証をいただきたい。

【学校教育課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体の経理において、支出伺いの記載内容が不十分なものや決裁を受けていないもの、また立替払いをしているものや領収書の添付がないものが見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。

意見

- (1) 非核・平和推進事業の参加費について、生徒も市の旅費規程によっているが、教育目的の事業であり、旅費規程適用の是非について検討いただきたい。
- (2) スクールカウンセラーについて、各校から派遣回数増加の要請がある。人材確保に努力され、各校の児童・生徒のケアの充実が図られるようにしていただきたい。

【社会教育課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。

【スポーツ課】

指摘事項

- (1) 大仏山公園スポーツセンター多目的グラウンド除草業務委託において、同一の作業区域に対して時期を空けずに追加で同業務を委託している。適正な発注方法を検討されたい。

意見

- (1) 中学校体育連盟の体育大会への選手派遣旅費負担金の領収書が校長名のものしかない。負担金使途の検証は必要であり、使途の内容確認ができるようにしていただきたい。
- (2) 統合後の学校跡運動施設の開放について、位置づけを明確にし、使用料も条例で規定するよう検討いただきたい。

【文化振興課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。事業実施にかかるものが主な要因である。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。

意見

- (1) 指定民俗文化財等保存継承事業補助金について、補助金使途の的確な確認をするためには添付資料が不十分な例が見受けられた。実績報告書のあり方を検討いただきたい。

【各小中学校・幼稚園】

指摘事項

- (1) 学校給食の経理において、現金の長期保管、立替払い、請求額以上に支払いその差額を翌月の支払に充当している例が見受けられた。公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。
- (2) 通帳、現金管理の方法において、金庫を施錠していない例や現金を別保管している事例が見受けられた。紛失や盗難の恐れもあることから、改善措置を図られたい。
- (3) 体育施設利用運営委員会の経理において、消耗品代金が請求から 30 日を過ぎて支払われているものが見受けられた。公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。

消防本部（署）

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

7 むすび

昨秋の台風による浸水被害に対しての迅速な対応や、復旧に取り組まれた各課の努力に感謝申し上げる。

当日は、災害対応と選挙事務が重なり、人員配置や業務の優先度も重要な課題となった。近い将来の発生が予測される南海トラフ地震には対応の教訓を生かし、防災・減災対策に取り組んでいただきたい。

また、災害対応は長期間にわたり、以降の通常業務にも大きく影響した。しかし、だからといって事務ミスが許されるものではない。

今回指摘した事務ミスは、例年指摘している事項が過半である。

行政事務はこれから一層多岐にわたる。職員には日々の研さんと高い事務処理能力が求められる。市民の信頼に応えるべく努力されることを望む。

工事監査

1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対 象 工 事	所 管 課
平成 30 年 2 月 5 日	床ノ木水源地更新工事	上水道課

2 監査の方法

平成 29 年度施行の工事のうち、大規模かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、書類審査及び現地調査を依頼するとともに、技術士に同行して監査を実施した。

3 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については4に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象工事担当外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

意見

(1) 本工事は、原水で検出されたクリプトスポリジウム等の指標菌（大腸菌）に対処し、給水水質の適切な保持を図るよう既存浄水施設の改良と共に関係設備を更新するものである。

また、本工事はこの既存浄水施設による給水を継続しながらこれを改修することから、既存施設の安定した運用を確保する施工が求められる。

従って、特記仕様書にこれら事項を明示して、施工者における本工事施工目的へのより一層適切な対応を求めるよう図ること。

(2) 本工事関係事項を規定する仕様書は、①「三重県公共工事共通仕様書（平成 28 年 7 月版）」を共通仕様書とし、②「伊勢市上水道工事特記仕様書」・③「特記仕様書（機械設備）」・④「特記仕様書（電気設備）」を特記仕様書として構成している。

これら仕様書の内、②は主として土木・建築工事の特記事項を示すとともに、機械設備工事・電気設備工事にも共通する事項を含んでいる。

そこで、②を「伊勢市上水道工事一般仕様書」とし、関係する技術分野毎の「特記仕様書」と合わせて工事の全体像を明示することが適切である。

上水道施設は多様な分野の技術の総体で構成されていることを踏まえ、「共通仕様書」及び「一般仕様書」を“汎用的”仕様書とし、各技術分野毎の当該工事特定事項を「特記仕様書」に明示するよう整備すること。

(3) 本工事使用機器等について、特記仕様書に特定の企業名及び製品名を提示してい

る事例がある。公共事業に求められる関係企業への平等な対応性を考慮して、特記仕様書には機器等の汎用的な名称あるいは本工事で求める性能を明示するよう改めること。

- (4) 工事関係事項について「承認」と「承諾」の手法が特記仕様書に併用して提示されているが、「請負工事契約約款」に準じて「承諾」の手法に統一すること。
- (5) 本工事で新設する浄水施設は、既存施設も含めて無人遠方管理するよう計画しており、その為の管理システム構成内容は特記仕様書に明示すると共に別途セキュリティー対策の実施も計画されている。
そこで、これら事項を特記仕様書に明示して、本工事施工者における施工事項へのなお一層有効な対応を求めること。
- (6) 本工事使用資材の性能等を現場搬入前に確認する「工場検査等」並びに現場設置後の「試運転性能試験等」については適切に計画実施していることが確認されたが、これら必要事項を特記仕様書に明示すること。
- (7) 本工事で使用するケーブルについて、先の(2)②に記載の建築付帯設備工事では環境配慮型のEMケーブルと規定しているが、同④の電気設備工事では在来型のCVケーブルと規定している。同一工事における使用資材性能等の統一性並びに「環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)計画指針」に準じた使用資材仕様とするよう特記仕様書を整備すること。
- (8) 施設を構成する設備機器については、その適切な運用を図る付属品並びに運用時間の経過に伴って交換する予備品を備える必要があるので、本工事において使用するこれらについて特記仕様書に明記して適切に措置すること。

4 工事技術調査結果報告書の概要

(1) 調査・測量・設計業務委託概要

ア 業務委託内容

調査業務	新施設施工予定用地の地質調査
測量業務	新施設施工予定用地の測量
設計業務	既存施設活用を図る新浄水処理施設建設の為の設計

但し、平成 25 年度委託業務完了後に、当初予定した新施設建設用地を使用出来ない要因が生じた。

そこで、平成 25 年度業務委託結果を活用し、予定用地変更に関係する事項にも対応する設計業務を、平成 28 年度業務委託として改めて実施した。

イ 平成 25 年度 調査・測量・設計業務委託契約関係事項

契約方法	要件付一般競争入札
入札参加業者	10 社
落札者	株式会社不二設計コンサルタント 三重営業所
設計金額	8,720,000 円 (税抜)
予定価格	8,720,000 円 (税抜)
当初契約金額	6,540,000 円 (税抜)

最低制限価格 6,540,000 円 (税抜)

ウ 平成 28 年度 調査・測量・設計業務委託契約関係事項
契約方法 要件付一般競争入札
入札参加業者 7 社 (入札不参加業者 1 社)
落札者 株式会社エフウオーターマネジメント 三重事業所
設計金額 7,619,000 円 (税抜)
予定価格 7,619,000 円 (税抜)
当初契約金額 5,992,000 円 (税抜)
最低制限価格 5,714,000 円 (税抜)

(2) 工事概要

ア 工事場所 伊勢市矢持町地内

イ 工事内容

水道施設工事 浄水池・原水槽各 1 基設置
建築工事 鉄筋コンクリート造平屋 1 棟建築
機械設備工事 上向流ろ過装置 2 基設置
取水ポンプ 2 台設置
(既設送水ポンプ 1 台を取水ポンプに変更・1 台新設)
送水ポンプ 2 台設置
電気設備工事 取水ポンプ操作盤 1 面改良 送水ポンプ及び薬注操作盤 1 面・
計装盤 1 面設置 濁度計・色濁度計・残留塩素計・電磁流量計
各 1 台・水位計 2 組設置

ウ 工事契約関係事項

契約方法 要件付一般競争入札
入札参加業者 4 共同企業体
落札者 森・山信特定建設工事共同企業体
入札回数 1 回
契約変更の有無 調査実施日時点では無し

エ 工事費

設計金額 218,970,000 円 (税込)
予定価格 218,970,000 円 (税込)
契約金額 200,880,000 円 (税込) (落札率 91.7%)
最低制限価格 194,597,640 円 (税込)

オ 工事期間 平成 29 年 6 月 23 日～平成 30 年 3 月 15 日

カ 工事出来高 平成 29 年 12 月 27 日現在 : 58.9% (計画値 : 63.5%)

(3) 工事監督員 上水道課 主任

(4) 技術調査の着目点

本技術調査は、対象工事の事務手続き関係事項並びに施工関係事項の執行状況を吟味するにあたって、提示された監査対象書類及び工事現場の検分並びに当該工事担当者との質疑応答に基づいてこれを行い、今後の事業の効果的な運営に資することを目的とす

る。

(5) 書類調査における所見

(5) - 1 工事関係事務手続き事項

ア 調査・測量・設計業務委託業者の選定

業務委託業者の選定は、要件付一般競争入札を行い、入札参加した業者の内から入札価額の低い業者を選定する方法で実施したことを確認した。

イ 施工業者の選定

施工業者の選定は、要件付一般競争入札を行い、入札参加した業者の内から入札価額の低い業者を選定する方法で実施したことを確認した。

ウ 契約

ア及びイの契約については、先の方法により決定した業者と入札価額に基づいて実施したことを確認した。

(5) - 2 工事施工関係事項

ア 計画

本工事は「伊勢市上水道第6次拡張事業変更認可申請書」(平成27年4月1日認可)に基づいて、矢持水源施設に新たな浄水施設を設置し、クリプトスポリジウム等対策実施による浄水水質の安全性確保及び施設運用管理性の向上をも図る「浄水方法の改良」を行うものである。

なお、本工事实施にあたって、関係施設の耐震化、コスト縮減、施設運用の効率化及び環境保全に資するよう計画された。

また、当該施設が自然公園法の適用地域に存立することを考慮し、施設排水先選定及び設備からの反射光対策等の適切な措置を実施し、環境省の確認を得て計画された。

「工事施工伺」及び「工事仕様書」等によって、本工事がこれら所期の目的に添って適切に計画・執行されたことを確認した。

イ 設計

設計にあたっては、本工事の重要な要件の一つである原水のクリプトスポリジウム等による汚染の恐れに対応する新たな浄水処理方式として「上向流ろ過装置」を採用し、当浄水施設に求められる所要機能実現への適切な措置の実施を確認した。

この新たな浄水処理方式の採用に合わせて、原水槽・浄水池・取水ポンプ・送水ポンプ並びに同建屋等構内施設の改良・更新を先の計画に添って実施したことを確認した。

また、本工事施工中においても、施工場所における周辺環境並びに機能の保持を図る等施工計画について十分に意を用いて実施していることを「工事仕様書」等により確認した。

なお、工事施工に伴う既設送水ポンプ等撤去機器並びに土木工事に伴う廃棄物の処理については、適切に措置するよう設計していることを同文書により確認した。

ウ 積算

積算にあたっては、「設計書」及び「数量計算書」等並びに積算基準等規定に基づいて適切に実施したことを確認した。

エ 施工監理

工事の施工監理については、担当課職員を監督員とし、その管理体制の下に工事請負業者から「工事着手届」・「作業保菌検査成績書」等工事着工前届出文書及び「工事施工計画書」・「工事打合簿」・「工事記録写真」等工事着工後届出文書の提出を求めて、先の計画・設計の趣旨を実現する所期の目的に添って実施していることを確認した。

(6) 現地調査における所見

本工事は、本技術調査実施時点において当初計画した工程に添うとともに、工事設計書に示す事項を着実に実現していることを確認した。

また、工事施工にあたっては、地域住民への工事内容説明及び工事の現況を周知する標識等を設置し、当該工事周辺地域への各種の支障等を発生させること無く安全に実施していることを確認した。

(7) 総評

本工事技術調査の結果、本監査対象工事は事務手続き関係事項及び計画・設計・施工監理等の技術的事項が規定等に準じて適正に執行されていることを確認できた。

また、担当課職員が調査、測量及び設計業務並びに施工業務を監理して本工事施工目的を実現するとともに、事業組織における業務管理能力の保持・継続をも図る等、本工事实施目的を十全に実現しつつあることを確認できたが、これらは本工事施工担当課の事業実施成果と評価できる。

(8) 今後の工事施工に関する提言

本監査対象工事は、先のとおり適切に執行されていることを確認したが、なおより一層効果的な水道事業監理を図るため、施工担当課においてさらに以下の諸点に留意されるよう提言する。

ア 本工事は、原水で検出されたクリプトスポリジウム等の指標菌（大腸菌）に対処し、給水水質の適切な保持を図るよう既存浄水施設の改良と共に関係設備を更新するものである。

また、本工事はこの既存浄水施設による給水を継続しながらこれを改修することから、既存施設の安定した運用を確保する施工が求められる。

従って、特記仕様書にこれら事項を明示して、施工者における本工事施工目的へのより一層適切な対応を求めるよう図ること。

イ 本工事関係事項を規定する仕様書は、①「三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）」を共通仕様書とし、②「伊勢市上水道工事特記仕様書」・③「特記仕様書（機械設備）」・④「特記仕様書（電気設備）」を特記仕様書として構成している。

これら仕様書の内、②は主として土木・建築工事の特記事項を示すとともに、機械設備工事・電気設備工事にも共通する事項を含んでいる。

そこで、②を「伊勢市上水道工事一般仕様書」とし、関係する技術分野毎の「特記仕様書」と合わせて工事の全体像を明示することが適切である。

上水道施設は多様な分野の技術の総体で構成されていることを踏まえ、「共通仕様書」及び「一般仕様書」を“汎用的”仕様書とし、各技術分野毎の当該工事特定事項を「特記仕様書」に明示するよう整備すること。

ウ 本工事使用機器等について、特記仕様書に特定の企業名及び製品名を提示している事例がある。公共事業に求められる関係企業への平等な対応性を考慮して、特記仕様書には機器等の汎用的な名称あるいは本工事で求める性能を明示するよう改めること。

- エ 工事関係事項について「承認」と「承諾」の手法が特記仕様書に併用して提示されているが、「請負工事契約約款」に準じて「承諾」の手法に統一すること。
- オ 本工事で新設する浄水施設は、既存施設も含めて無人遠方管理するよう計画しており、その為の管理システム構成内容は特記仕様書に明示すると共に別途セキュリティ対策の実施も計画されている。
そこで、これら事項を特記仕様書に明示して、本工事施工者における施工事項へのなお一層有効な対応を求めること。
- カ 本工事使用資材の性能等を現場搬入前に確認する「工場検査等」並びに現場設置後の「試運転性能試験等」については適切に計画実施していることが確認されたが、これら必要事項を特記仕様書に明示すること。
- キ 本工事で使用するケーブルについて、先のイ②に記載の建築付帯設備工事では環境配慮型の EM ケーブルと規定しているが、同④の電気設備工事では在来型の CV ケーブルと規定している。同一工事における使用資材性能等の統一性並びに「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）計画指針」に準じた使用資材仕様とするよう特記仕様書を整備すること。
- ク 施設を構成する設備機器については、その適切な運用を図る付属品並びに運用時間の経過に伴って交換する予備品を備える必要があるので、本工事において使用するこれらについて特記仕様書に明記して適切に措置すること。

伊勢市監査委員公表第 3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成30年3月28日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	野	口	佳子

平成 29 年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	実施期日及び対象団体等	1 頁
2	監 査 の 種 類	1 頁
3	監 査 の 方 法	1 頁
4	監 査 の 主 眼	1 頁
5	監 査 の 結 果	1 頁
	財 政 援 助 団 体 監 査	1 頁
	伊勢まちづくり株式会社	
	公の施設の指定管理者監査	2 頁
	特定非営利活動法人 二見浦・賓日館の会（賓日館）	

平成 29 年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した監査について、その結果を次のとおり報告する。

平成 30 年 3 月 28 日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 野 口 佳 子

1 実施期日及び対象団体等

(1) 財政援助団体監査

実施年月日	対象団体（補助金等）	所管課
平成 30 年 2 月 20 日 平成 30 年 2 月 21 日	伊勢まちづくり株式会社 (伊勢市中心市街地商店街等空店舗対策支援事業補助金 外 3 件)	商工労政課 観光振興課

(2) 公の施設の指定管理者監査

実施年月日	対象団体（施設名）	所管課
平成 30 年 2 月 22 日	特定非営利活動法人 二見浦・賓日館の会 (賓日館)	二見総合支所 生活福祉課

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

3 監査の方法

財政援助団体等監査は、財政援助団体等監査実施要領に基づき、平成 28 年度の事務事業について所管課から資料提出を求め各所属長から説明を受けた。その後現地で団体の担当者から当該財政援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等の説明を受け、関係諸帳簿等の監査を実施した。

4 監査の主眼

財政援助団体等については、補助金、負担金等が交付目的に沿った事業運営に使われているかなどの観点から実施した。

また、所管課については、補助金、負担金、指定管理料の算定、交付手続きや指定管理契約に基づく履行確認などが適正に行われているか、団体への指導監督は適切に行われているかを主眼として実施した。

5 監査の結果

(1) 伊勢まちづくり株式会社

ア 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
伊勢市中心市街地商店街等空店舗対策支援事業補助金	補助金	5,219,000	中心市街地商店街等の空店舗解消による商業振興に寄与するため、まちづくり会社の事業活動に対する支援
伊勢市商店街等広報活動支援事業補助金	補助金	1,188,000	商店街等の活性化や空店舗解消のため、まちづくり会社の広報活動に対する支援
伊勢市における地域DMOの構築及び運営等に関する協定に伴う負担金	負担金	14,964,029	伊勢市地域のDMOを形成し、多様な関係者の合意形成を図ることによる地域観光関連産業の活性化
電子クーポンシステム導入及び運用等に関する協定に伴う負担金	負担金	2,668,225	「商品企画・販売」の強化による観光客の市内周遊の促進
合計		24,039,254	

イ 所見

平成 28 年度に伊勢市が財政的援助を行っている補助金、負担金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、事業目的に沿って事業が執行されていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

(ア) 中心市街地商店街等空店舗対策支援事業補助金について、補助金の使途確認のため最終支払い証拠の試査・照合の審査をしていただきたい。

【伊勢まちづくり株式会社】

指摘事項

(ア) 中心市街地商店街等空店舗対策支援事業補助金のうちテナント確保支援事業において、補填した賃料の領収書が添付されていないにもかかわらず、補助金を交付しているものが見受けられた。補助金の支出証拠の確認を確実に行われたい。

(2) 特定非営利活動法人 二見浦・賓日館の会

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：賓日館

指定期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

指定管理料：36,500,000 円（指定期間における指定管理料の総額）

〃：7,300,000 円（平成 28 年度分）

イ 事業実績について

収支計算書（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

〈特定非営利活動法人 二見浦・賓日館の会分〉

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
事業費	666,493	会費	176,000
管理費	15,575,744	事業収入	416,297
		入館料	7,897,067
		指定管理料	7,300,000
		部屋貸料	521,172
		寄附金	173,091
		受取利息	722
		雑収入	342,068
		繰越金	6,423,152
支出計	16,242,237	収入計	23,249,569
収支差額		7,007,332	

ウ 所見

平成 28 年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け実施したところ、事業の執行については、おおむね適正であると認められた。

なお、指摘事項及び意見は次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

(ア) 基本協定書に定められている文書管理規程及び情報公開規程、仕様書に定められている経理規程が作成されていない。協定書等の規定を遵守するよう指定管理者への指導をされたい。

(イ) 基本協定書及び年度協定書に収入印紙が貼付されているが、協定書は課税物件ではない。収入印紙の貼付は不要であり、指定管理者に指導されたい。

意見

(ア) 賓日館に多数の物品の寄贈を受けている。受贈物件について帰属を整理されるときともに、登録管理を指導していただきたい。

【特定非営利活動法人 二見浦・賓日館の会】

指摘事項

(ア) 基本協定書に定められている文書管理規程及び情報公開規程、仕様書に定められている経理規程が作成されていない。協定書等の規定を遵守し早期に作成されたい。